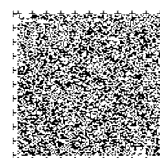


第4期 宮崎市障がい者計画



令和5年3月

宮 崎 市

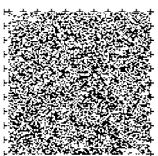


表紙の絵について

作品名：自画像～アート村の村長～

作者：和田祥吾さん

美術制作に取り組んでいる和田祥吾さん（身体障がい者）が、第 47 回宮崎市美術展において特選を受賞された作品です。



は じ め に

宮崎市では、平成 25 年 3 月に「宮崎市障がい者計画（第 3 期）」を策定し、「障がいのある人が、安心して自立した生活を送っている」の基本理念のもと、障がい者施策を積極的に推進してまいりました。計画期間の 10 年を経て、様々な施策や取り組みにより障がいのある方への支援は拡充されてきているものと考えております。



一方で、平成 26 年に批准された「障害者の権利に関する条約」を契機とし、「障害者差別解消法」や「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」、「医療的ケア児支援法」の施行など、障がい者を取り巻く環境は目まぐるしく変化しています。また、災害や感染症、虐待といった社会的課題に対する市民意識の高まりを背景に、障がい福祉の課題は多様化しており、よりきめ細かな支援をしっかりと届けていく必要があります。

このような中、本市におきましては、今後 7 年間の障がい者施策の基本的な指針となる「第 4 期 宮崎市障がい者計画」を策定しました。行政をはじめ、関係機関の皆様のみならず、広く市民の皆様と計画に掲げる理念や方針等を共有しながら、本計画に沿った取組みを着実に進めていきたいと考えております。

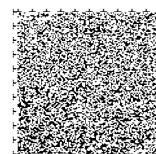
さらに、今回、本市の最上位計画である第五次宮崎市総合計画を改訂し、本市の現況や社会情勢の変化などを踏まえ、特に優先的かつ重点的に取り組むべき 3 つの戦略プロジェクトを設定し、関連する事業については積極的に推進していくこととしております。そのプロジェクトの 1 つとして「誰一人取り残さない社会づくり」を掲げ、そのなかで、「高齢者・障がい者の福祉を支える人材育成・確保」及び「障がい者の自立・共生に向けた環境づくり」に取り組んでまいります。

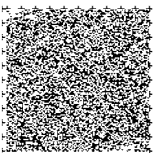
今後、この新たな「戦略プロジェクト」と本計画を併せて推進していくことで、本計画の基本理念であります「障がいのある人もない人も共に支え合い、安心して暮らし、社会に参加できるまちづくり」を進めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたりご協力を賜りました「宮崎市障がい者施策推進協議会」、「宮崎市自立支援協議会」の皆様をはじめ、貴重なご助言・ご意見をお寄せいただきました多くの皆様に厚くお礼を申し上げます。

令和 5 年 3 月

宮崎市長 清山 知憲





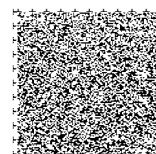
目 次

【 総 論 】

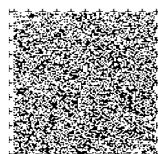
第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画の位置付け.....	6
3 計画の期間.....	8
4 計画の策定体制.....	9
第2章 障がい者を取り巻く状況.....	11
1 本市の人口.....	11
2 障がい者の状況.....	12
3 障がいのある児童・生徒の在籍状況.....	16
4 障がい者手帳所持者数の推計.....	18
5 前期計画の進捗状況.....	19
第3章 計画の基本理念.....	24
1 基本理念.....	24
2 基本目標.....	25
3 施策の体系.....	26
第4章 計画の推進.....	27
1 計画の推進体制.....	27
2 計画の評価.....	27
3 推進にあたっての考え方.....	29

【 各 論 】

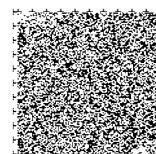
基本目標1 共に支え合うまちづくり.....	31
1 障がい理解の促進.....	31
① 障がい特性の理解促進.....	32
② 心のバリアフリー・相互交流の推進.....	34
③ 福祉に関する教育の推進.....	36
2 権利擁護の推進.....	38
① 差別の解消.....	39
② 虐待の防止.....	41
③ 権利の擁護.....	43
3 福祉を担う人づくり.....	45
① 人材の育成.....	46
② 人材の確保.....	48
4 地域生活の支援促進.....	50
① 地域福祉の推進.....	51
② 地域生活への移行推進.....	53
③ 地域生活支援拠点等の機能充実.....	55

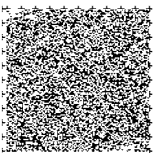


基本目標2 安全で安心して暮らすことができるまちづくり	57
1 生活環境の整備促進	57
① バリアフリー化の推進	58
② 住環境の整備推進	60
③ 防犯対策・交通安全対策の推進	62
2 福祉サービスの充実	64
① 相談支援体制の充実	65
② 障がい福祉サービス等の充実	67
③ 生活支援サービスの充実	69
④ 重度障がい及び医療的ケア児者への支援強化	71
3 医療体制の充実	73
① 障がいの原因となる疾病の予防、早期発見、治療の推進	74
② 医療・リハビリテーション体制の充実	76
4 災害対策等の推進	78
① 防災対策の推進	79
② 災害対策の強化	81
③ 感染症対策の強化	83
基本目標3 社会参加できるまちづくり	85
1 外出支援・情報コミュニケーションの促進	85
① 外出支援の充実	86
② 情報保障・コミュニケーション支援の強化	88
2 就労支援の充実	90
① 一般就労の推進	91
② 福祉的就労の充実	93
3 教育・療育支援の充実	95
① 療育支援体制の充実	96
② インクルーシブ教育システムの推進	98
③ 家庭・教育・福祉の連携	100
4 スポーツ・文化芸術活動等の促進	102
① スポーツ活動の推進	103
② 文化芸術活動の推進	105
③ 余暇・レクリエーションの推進	107
資料編	109
1 計画策定の経緯	109
2 宮崎市自立支援協議会	110
3 宮崎市障がい者施策推進協議会	114
4 用語解説	116



【 総 論 】





第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

宮崎市では、「障がいのある人が、安心して自立した生活を送っている」を基本理念とする「宮崎市障がい者計画（第3期）」を平成25年3月に策定し、積極的に障がい者施策を推進してきました。

「宮崎市障がい者計画（第3期）」の計画期間が令和4年度で終了するにあたり、新たに「第4期宮崎市障がい者計画」を策定します。

（1）国内の動き

① 「障害者の権利に関する条約」の批准（平成26年1月）

障がい者福祉施策の充実が世界的な流れとして進む中、平成26年1月に障がい者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な条約である「障害者の権利に関する条約」を批准しました。

本条約には、平等・無差別と合理的配慮、意思決定過程における当事者の関与、施設・サービス等の利用の容易さ等の項目について、定められています。

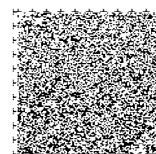
本条約の批准に合わせ、様々な法制度の整備等が行われました。

② 改正「障害者の雇用の促進等に関する法律（通称：障害者雇用促進法）」一部施行（平成28年4月）

雇用の分野における障がい者（児）に対する差別の禁止や合理的配慮の提供義務が定められるとともに、法定雇用率の算定基礎の見直しが行われました。

③ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称：障害者差別解消法）」施行（平成28年4月）

障がい者（児）に対する国・地方公共団体及び民間事業者の不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供義務が定められました。（民間事業者の合理的配慮については、努力義務）



④ 「改正発達障害者支援法」施行（平成28年8月）

法の目的として、個人としての尊厳に相応しい日常生活・社会生活を営むことができるよう早期発見・発達支援が行われるとともに、支援が切れ目なく行われることなどが盛り込まれました。

そして、国民は、個々の発達障がいの特性に対する理解を深め、自立と社会参加に協力するよう努めること、事業主は、個々の発達障がい者（児）の特性に応じた雇用管理を行うよう努めることなどが定められました。

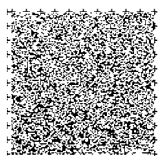
⑤ 「障害者基本計画（第4次）」策定（平成30年3月）

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とするものであり、以下に掲げる社会の実現にも寄与することが期待されるものです。

- ・「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピックにおいて、成熟社会における我が国の先進的な取組を世界に示し、世界の範となるべく、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる社会
- ・障害者施策が国民の安全や社会経済の進歩につながる社会

⑥ 改正「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（通称：障害者総合支援法）及び児童福祉法」施行（平成30年4月）

障がい者（児）が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うことを目的として定められました。



⑦ 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行（平成30年6月）

文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障がいの有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることから、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的として定められました。

⑧ 改正「障害者差別解消法」公布（令和3年6月）

障がいを理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、民間事業者の合理的配慮の提供義務を法的義務とするとともに、行政機関相互間の連携の強化等について定められました。（公布後3年以内に施行）

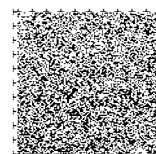
⑨ 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（通称：医療的ケア児支援法）」施行（令和3年9月）

医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止し、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現を目的に、国・地方公共団体に対して、医療的ケア児への支援が義務化されました。

⑩ 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（通称：障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」施行（令和4年5月）

障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、もって全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として定められました。

具体的には、地方公共団体の責務として、その地域の実情を踏まえ、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を策定し、及び実施する責務を有することなどが定められました。



⑪ 「障害者基本計画（第5次）」策定（令和5年3月）

平成30年3月の「障害者基本計画（第4次）」策定以降の社会動向等を踏まえ、策定されたものであり、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とするものであることを継承しつつ、以下に掲げる社会の実現にも寄与することが期待されるものとして策定されたものです。

- ・「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会
- ・「誰一人取り残さない」というSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）の理念とも軌を一にした、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会
- ・デジタルの活用により、国民一人一人の特性やニーズ、希望に即したサービスを選ぶことができ、障害の有無にかかわらず多様な幸せが実現できる社会
- ・障害者施策が国民の安全・安心や社会経済の進歩につながるしなやかで豊かな社会

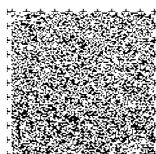
（2）宮崎県の動き

① 「第4次宮崎県障がい者計画」策定（平成31年3月）

新たな施策として、「地域生活支援拠点等の整備促進」や「就労定着支援の活用による職場定着の推進」等が盛り込まれました。

- ・「第4次宮崎県障がい者計画」における追加事項

- ・「手話等の普及及び利用促進に関する条例」を制定し、市町村と連携の上、各種施策を展開
- ・障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、「地域生活支援拠点等」の整備促進
- ・障がい者の就労に伴う生活面の課題に対する支援を行うため、「就労定着支援」の活用による職場定着の推進
- ・医療的ケア児等のショートステイ(短期入所)の受入れ促進及び受入医療機関等の看護師等への研修支援



② 「宮崎県発達障がい者支援計画」策定（平成31年3月）

新たな施策として、「発達障害者支援センターの機能強化」や「広報・啓発活動の推進」等が盛り込まれました。

・「宮崎県発達障がい者支援計画」における追加事項

- ・全ライフステージを通じた切れ目のない支援体制の構築を目指し、各ライフステージごとに早期発見・早期支援の視点を持つとともに、発達障害者支援センターの機能強化
- ・発達障がいへの理解促進を図るために、当事者や保護者、支援者にとどまらない、広く一般県民や一般企業に向けた広報・啓発活動を進める
- ・成果目標と活動指標を設定し、計画の進捗管理や実施施策の評価等を宮崎県発達障がい者支援地域協議会において確認する

（3）宮崎市の動き

① 「宮崎市障がい福祉計画」及び「宮崎市障がい児福祉計画」策定

平成18年4月に「障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）」が施行され、障がい者にとって最も身近な市町村が、福祉サービスの一元的な実施主体として位置付けられるとともに、「障がい福祉計画」を3年に1度策定することが地方自治体に義務付けられました。

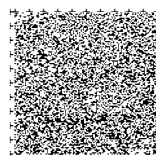
また、平成30年4月に施行された改正「児童福祉法」において、「障がい児福祉計画」を「障がい福祉計画」と一体的に作成することが新たに義務付けられました。

本市では、平成30年3月に策定した「第5期宮崎市障がい福祉計画（第1期宮崎市障がい児福祉計画）」以降、計画的なサービス提供を行うために、数値目標を設定し、サービス提供体制の確保の方策を定める計画として、両計画を一体的に策定しています。

② 「宮崎市障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する条例（通称：心つなぐ条例）」施行（平成31年4月）

全ての市民が、障がいの有無にかかわらず、互いの意思や感情を伝え合うことができるよう、手話を含むその他の障がい特性に応じたコミュニケーション手段に関する環境づくりの推進を図ることを目的として定められました。

市の責務、事業者・市民の役割等が定められています。



③ 「宮崎市文化芸術基本条例」施行（令和2年11月）

全ての市民が、その年齢、障がいの有無、経済的な状況等にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境を整備することや、文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施において、障がい者による文化芸術活動に対する特別の配慮をすること等が定められています。

2 計画の位置付け

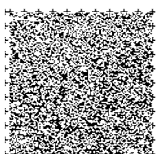
（1）計画の根拠

本計画は、障害者基本法第11条第3項に定める「障がい者計画」であり、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方向性や取り組むべき施策を示しています。

・「宮崎市障がい者計画」の法的根拠

○障害者基本法第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。



（２）他計画との関係

本計画は、本市における最上位計画である宮崎市総合計画との整合を図った上で策定しています。

また、福祉分野の上位計画である宮崎市地域福祉計画はもとより、宮崎市障がい（児）福祉計画等の本市が策定する福祉分野の個別計画、国の障害者基本計画、宮崎県障がい者計画等とも整合を図った上で策定しています。

宮崎市障がい者計画

【上位計画】

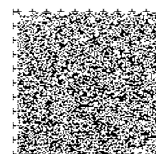
- ◆ 宮崎市総合計画
- ◆ 宮崎市地域福祉計画

【関連個別計画】

- ◆ 宮崎市障がい福祉計画・宮崎市障がい児福祉計画
- ◆ 宮崎市長寿支援プラン（高齢者福祉計画・介護保険事業計画）
- ◆ 宮崎市子ども・子育て支援プラン
- ◆ 健康みやざき市民プラン
- ◆ その他関連計画

【整合を図るべき計画】

- ◆ （国）障害者基本計画
- ◆ 宮崎県障がい者計画
- ◆ 宮崎県発達障がい者支援計画



3 計画の期間

第4期宮崎市障がい者計画の計画期間は、令和5年度から令和11年度までの7年間とします。

国の障害者基本計画や宮崎県障がい者計画との整合性を確保する観点等から、宮崎市障がい者計画（第3期）の計画期間10年から見直しました。

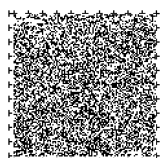
なお、計画期間において、必要に応じて計画の見直しを行います。

・各計画との関係

年度	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14
宮崎市障がい者計画	第4期							第5期（※）		
宮崎市障がい福祉計画 （障がい児福祉計画）	第6期	第7期 （第3期） （※）			第8期 （第4期） （※）		第9期 （第5期） （※）			
宮崎市総合計画	第5次		第6次（※）							
宮崎市地域福祉計画	第4次			第5次（※）					第6次（※）	
（国）障害者基本計画	第5次					第6次（※）				
宮崎県障がい者計画	第4次	第5次（※）				第6次（※）				

※宮崎市障がい児福祉計画については、一部表記を割愛している

※（※）の計画については計画期間は未定



4 計画の策定体制

計画の策定にあたり、障がい者、市民、関係団体、企業に対するアンケート調査を実施したほか、宮崎市自立支援協議会・宮崎市障がい者施策推進協議会の開催等を通じて、幅広い意見を反映させた計画の策定に努めました。

(1) アンケート調査の実施

障がい者福祉に係る多様な主体の現状・ニーズ等を把握し、計画策定における基礎資料として活用することを目的に、アンケート調査を実施しました。

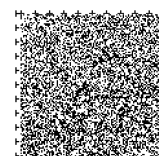
調査種別	対象者	配布数	有効回答件数
障がい者手帳所持者調査	宮崎市内在住の障がい者手帳をお持ちの方又はその保護者	6,200 件	1,238 件
小中学生調査	宮崎市内の市立小・中学校に通う小学6年生及び中学3年生	6,905 件	5,868 件
一般調査	16 歳以上 65 歳以下の宮崎市民	2,500 件	659 件
関係団体調査	宮崎市内において障がい福祉サービスを提供する事業者及び宮崎市内において活動している障がい者団体等	264 件	76 件
企業調査	宮崎市内に所在する企業	936 件	158 件

(2) 宮崎市自立支援協議会における意見聴取

計画の策定にあたり、行政や各専門機関をはじめ、教育機関、当事者団体、各種福祉サービス事業所等で構成し、障がい者福祉における課題への対応策を検討する「宮崎市自立支援協議会幹事会」において、意見を聴取しました。

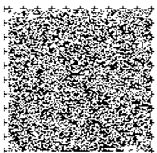
(3) 宮崎市障がい者施策推進協議会の開催

学識経験者、障がい者、障がい者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者、関係行政機関の職員により構成する「宮崎市障がい者施策推進協議会」において意見を聴取しました。



(4) パブリックコメントの実施

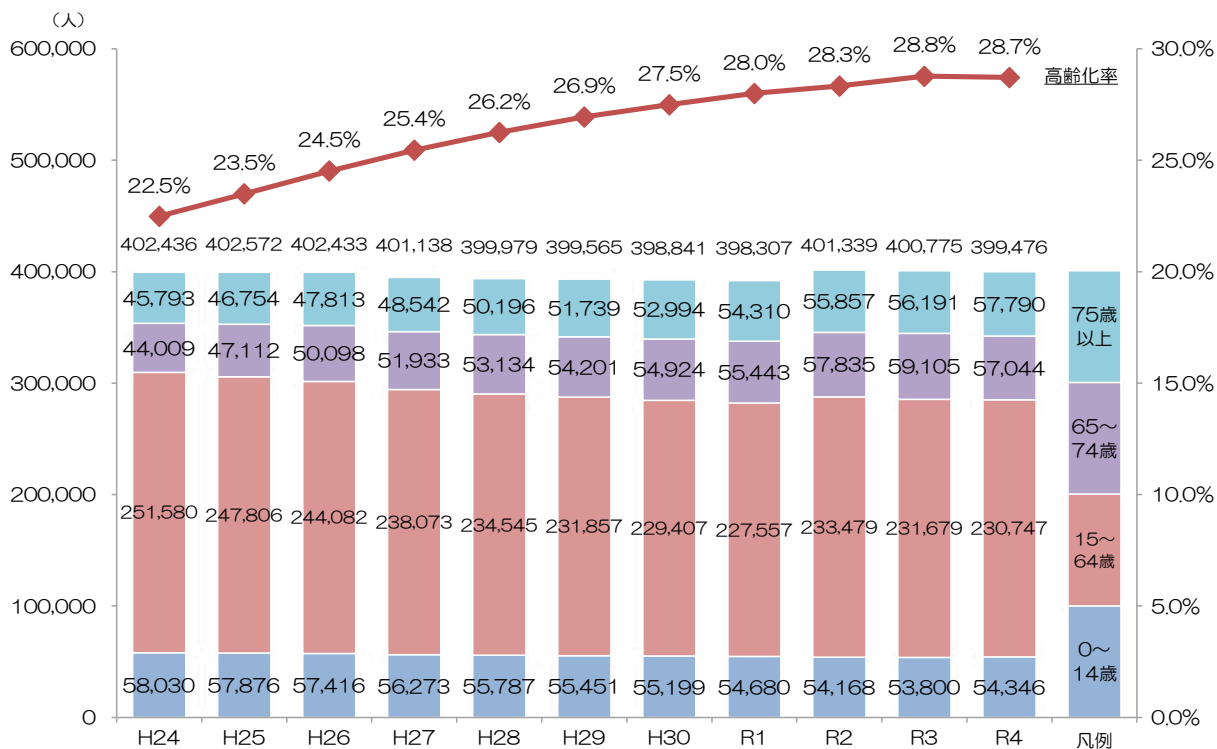
広く市民の意見を聴くために、令和4年12月19日から令和5年1月23日の期間において、パブリックコメントを実施しました。



第2章 障がい者を取り巻く状況

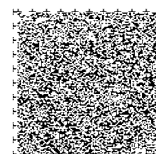
1 本市の人口

本市の総人口は、令和4年10月1日現在で399,476人となっています。
高齢化率は上昇が続いており、令和4年10月1日現在で28.7%となっています。



※宮崎市「推計人口（現住人口）」

総人口には年齢不詳を含む。高齢化率は人口に占める65歳以上の割合を示す



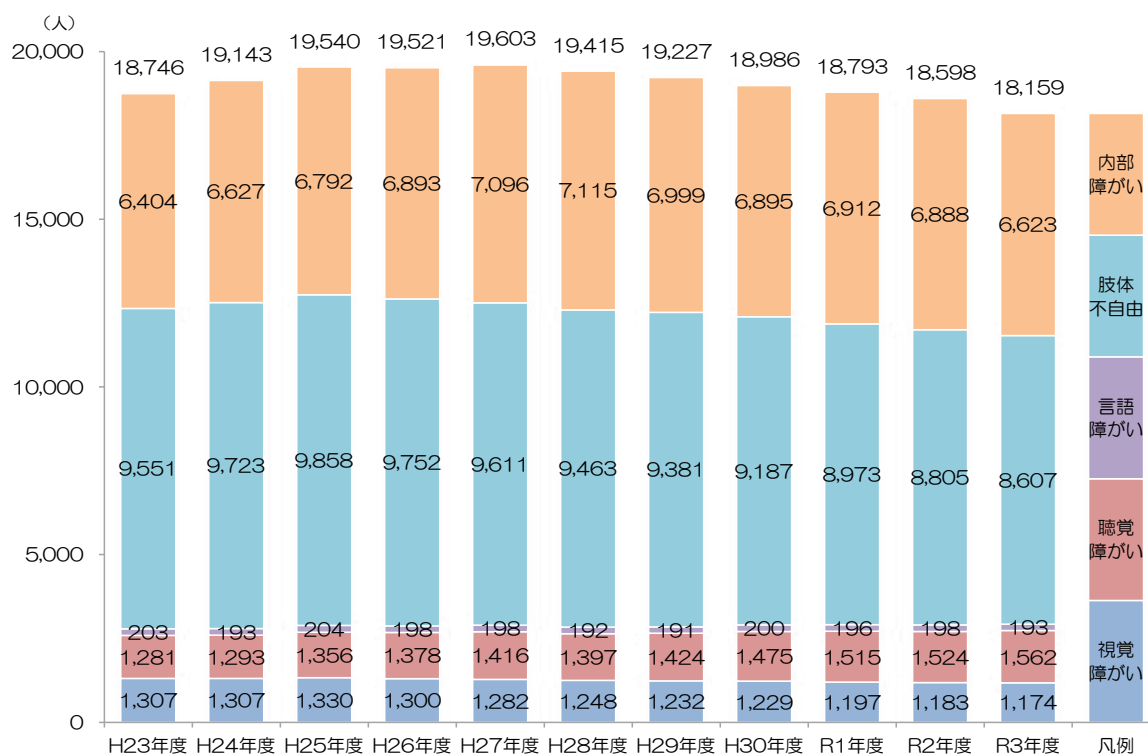
2 障がい者の状況

(1) 身体障がい者（児）の状況

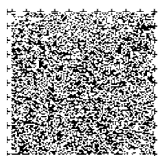
① 身体障がい者手帳所持者数の推移

身体障がい者手帳の所持者数は、平成 27 年度まで増加傾向で推移してきましたが、その後減少に転じ、減少傾向にあり、令和 4 年 3 月末現在で 18,159 人です。

障がい種別に見ると、「肢体不自由」の割合が最も高く、身体障がい者手帳所持者全体の 47.4% を占めています。

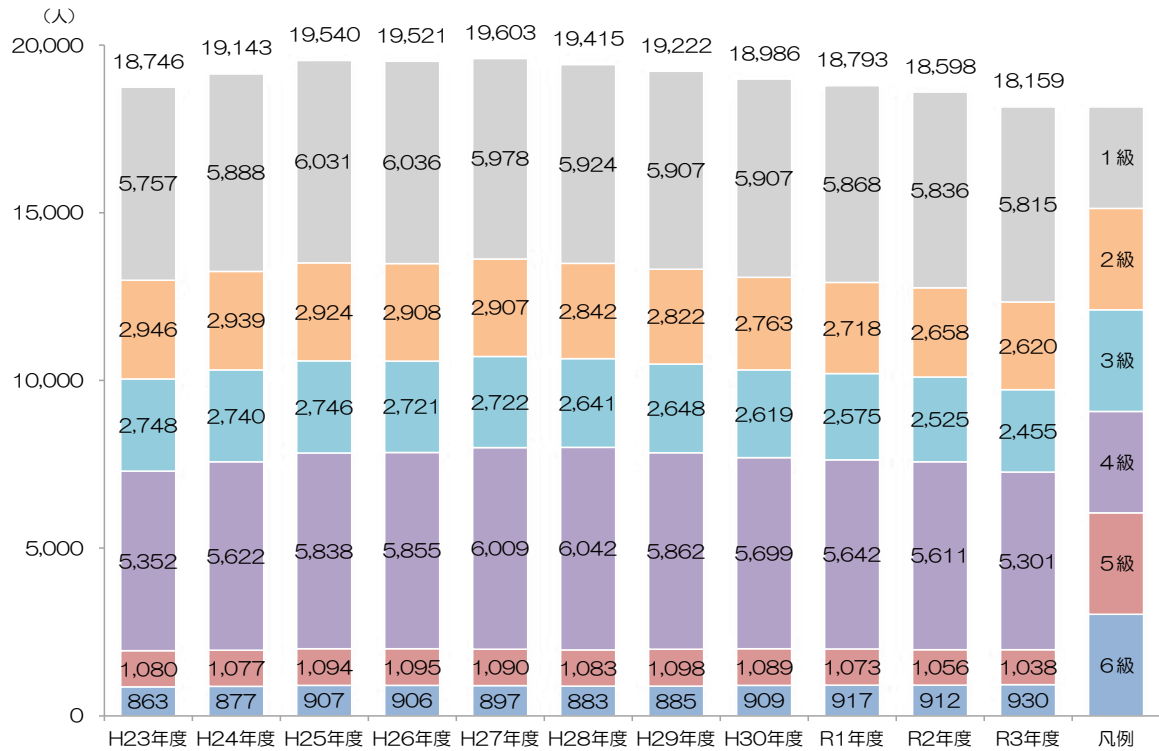


※各年度末時点の手帳所持者数

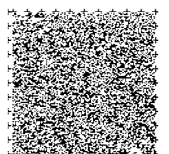


② 障がい等級別身体障がい者手帳所持者数の推移

身体障がい者手帳所持者を等級別に見ると、令和4年3月末現在で、障がいの程度が最も重い「1級」の割合が最も高く、身体障がい者手帳所持者全体の32.0%を占めています。



※各年度末時点の手帳所持者数



(2) 知的障がい者（児）の状況

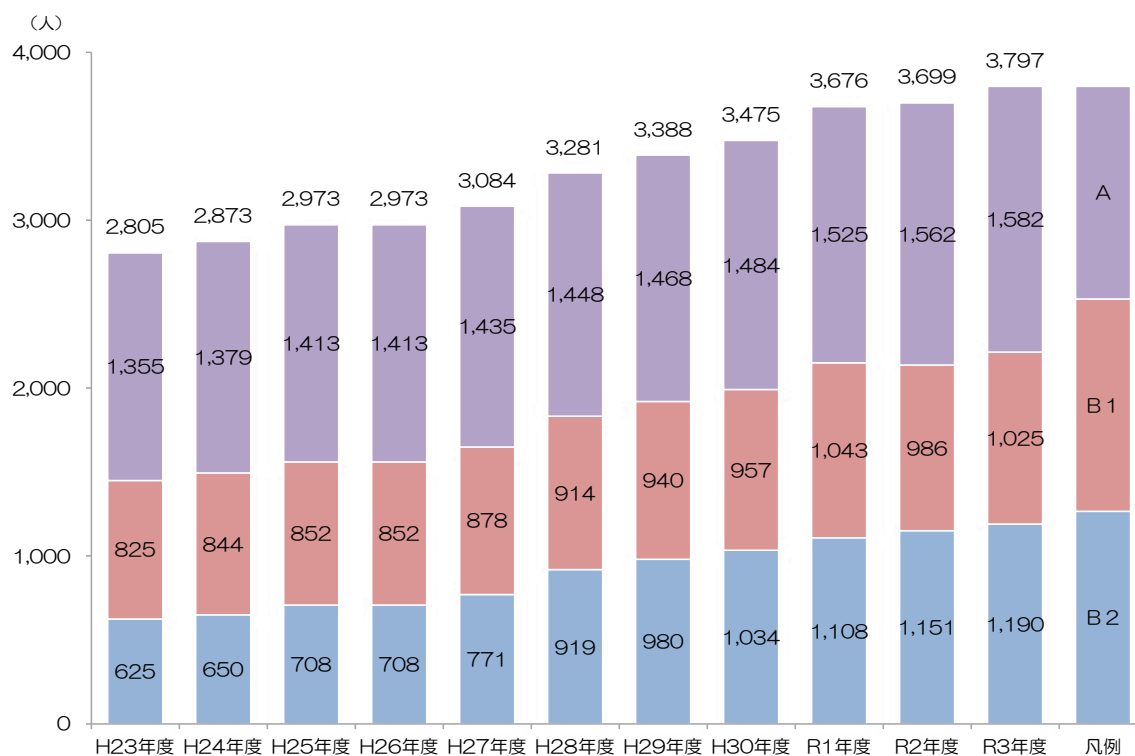
① 療育手帳所持者数の推移

療育手帳の所持者数は増加傾向にあり、令和4年3月末現在で3,797人です。

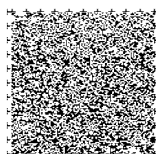
障がい等級別に見ると、障がいの程度が最も重い「A」の割合が最も高く、療育手帳所持者全体の41.7%を占めています。

一方、直近10年間の増加率をみると、「B2」が最も増加しており、平成24年3月末時点の約1.9倍に増加しています。

療育手帳所持者数については、障がいに対する保護者等の認識が深まったこと、乳幼児健診、各種相談等における障がいの早期発見につなげるための取組みが推進されてきたことが要因と考えられます。



※各年度末時点の手帳所持者数



(3) 精神障がい者（児）の状況

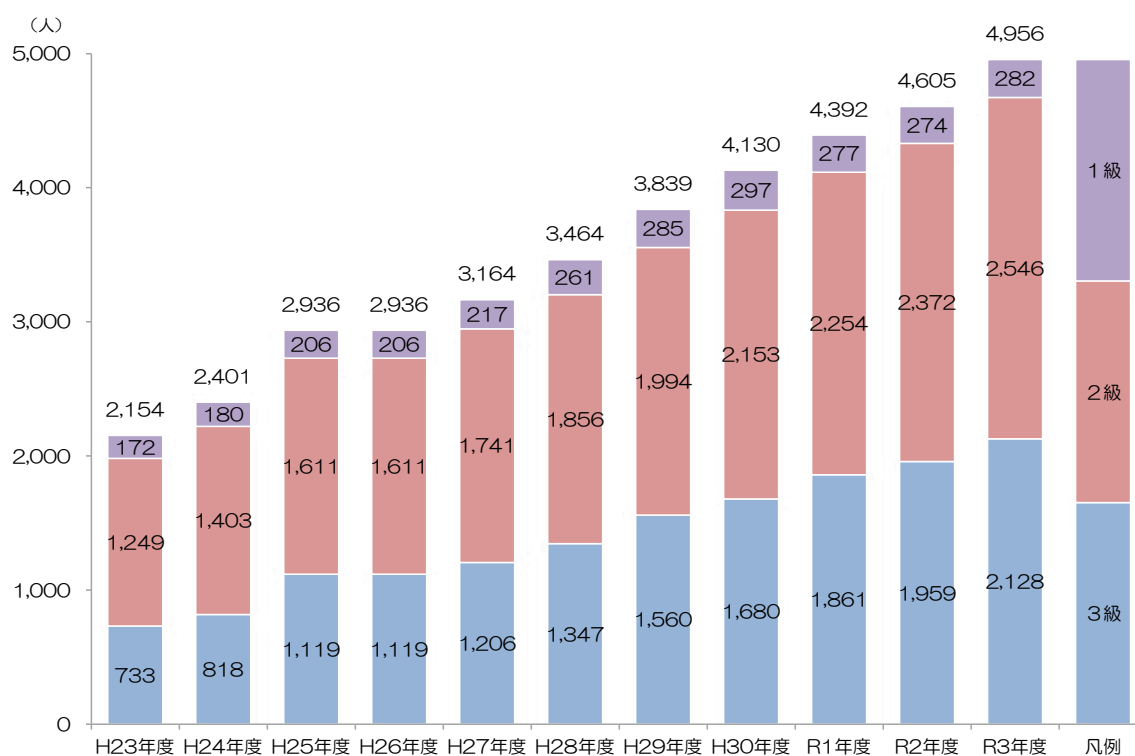
① 精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障がい者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向にあり、令和4年3月末現在で4,956人と、平成24年3月末時点の2.3倍に増加しています。

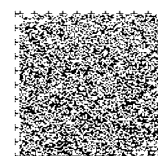
障がい等級別に見ると「2級」の割合が最も高く、精神障がい者保健福祉手帳所持者全体の51.4%を占めています。

一方、直近10年間の増加率をみると、障がいの程度が最も軽い「3級」が最も増加しており、平成24年3月末時点の約2.9倍に増加しています。

精神障がい者保健福祉手帳所持者数の増加については、社会変化などによるストレスの増加を要因とする、うつ病や統合失調症などの患者数の増加、高齢化の進展による認知症患者数の増加等が要因と考えられます。



※各年度末時点の手帳所持者数

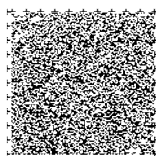
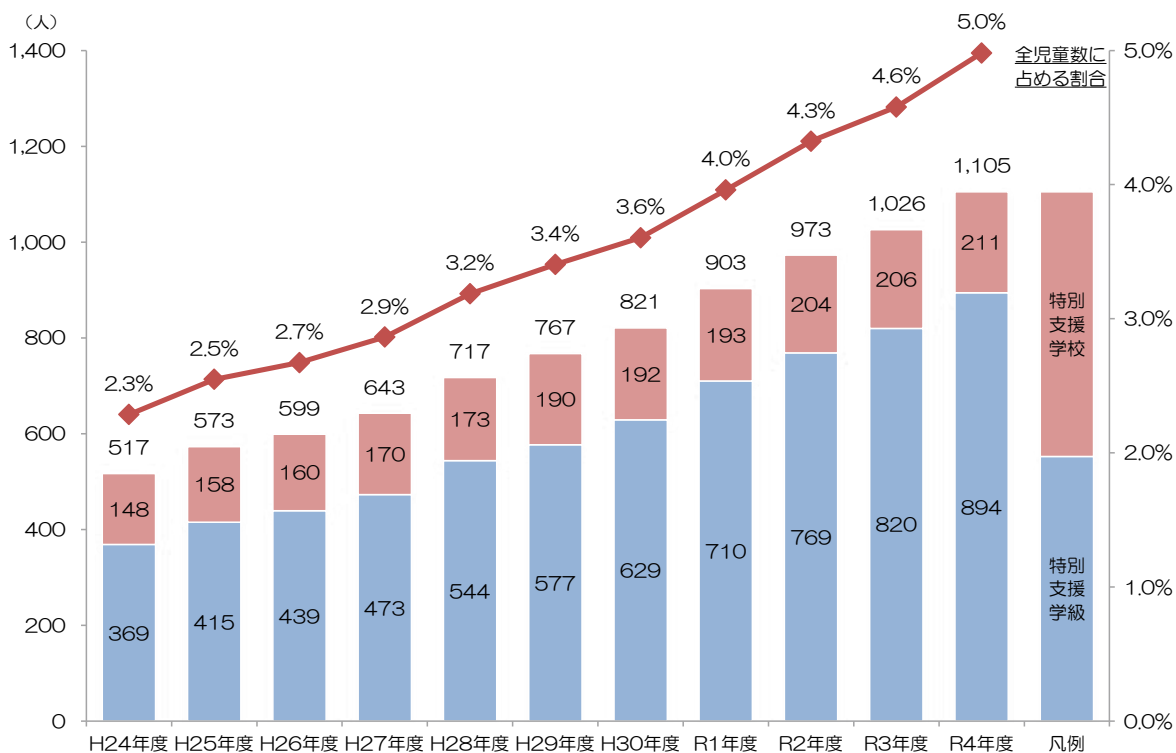


3 障がいのある児童・生徒の在籍状況

(1) 特別支援学校、市立小学校（特別支援学級）の在籍状況

特別支援学校及び市立小学校（特別支援学級）の在籍者数は増加傾向にあり、令和4年度現在で1,105人です。

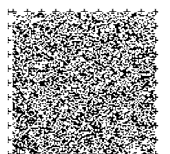
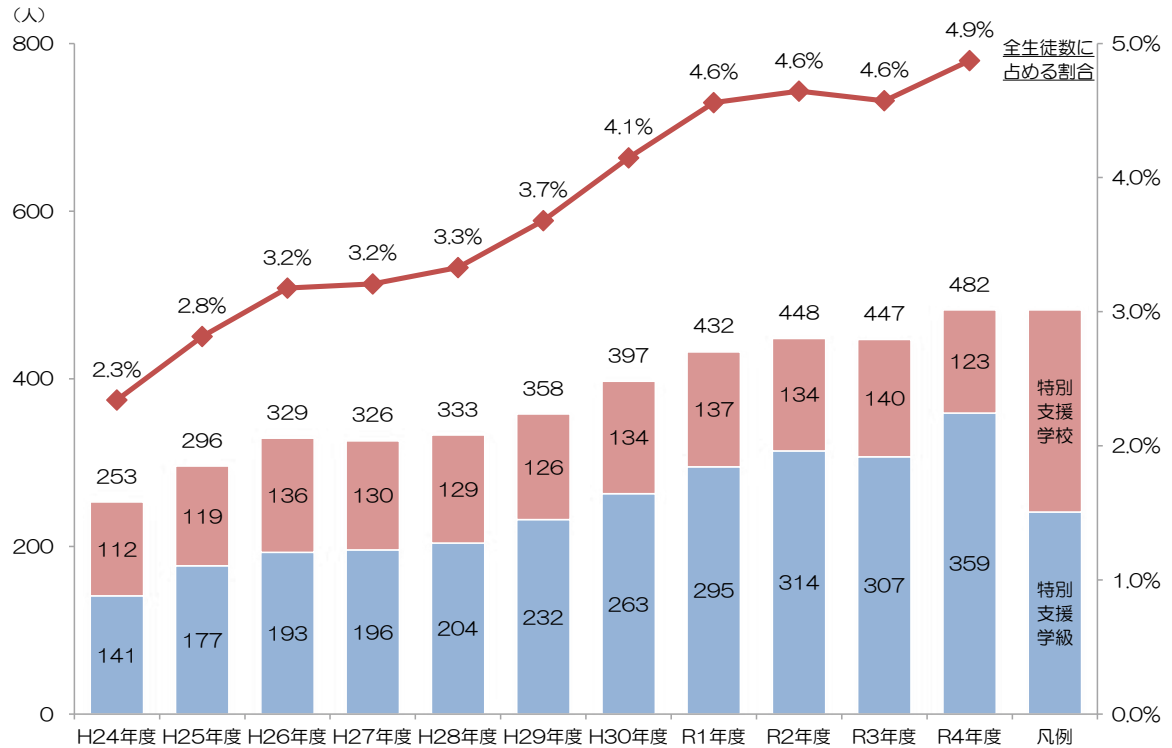
特に市立小学校の特別支援学級の在籍者数が大きく増加し、平成24年度時点の約2.4倍に増加しています。



(2) 特別支援学校、市立中学校（特別支援学級）の在籍状況

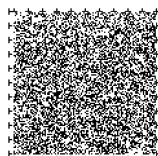
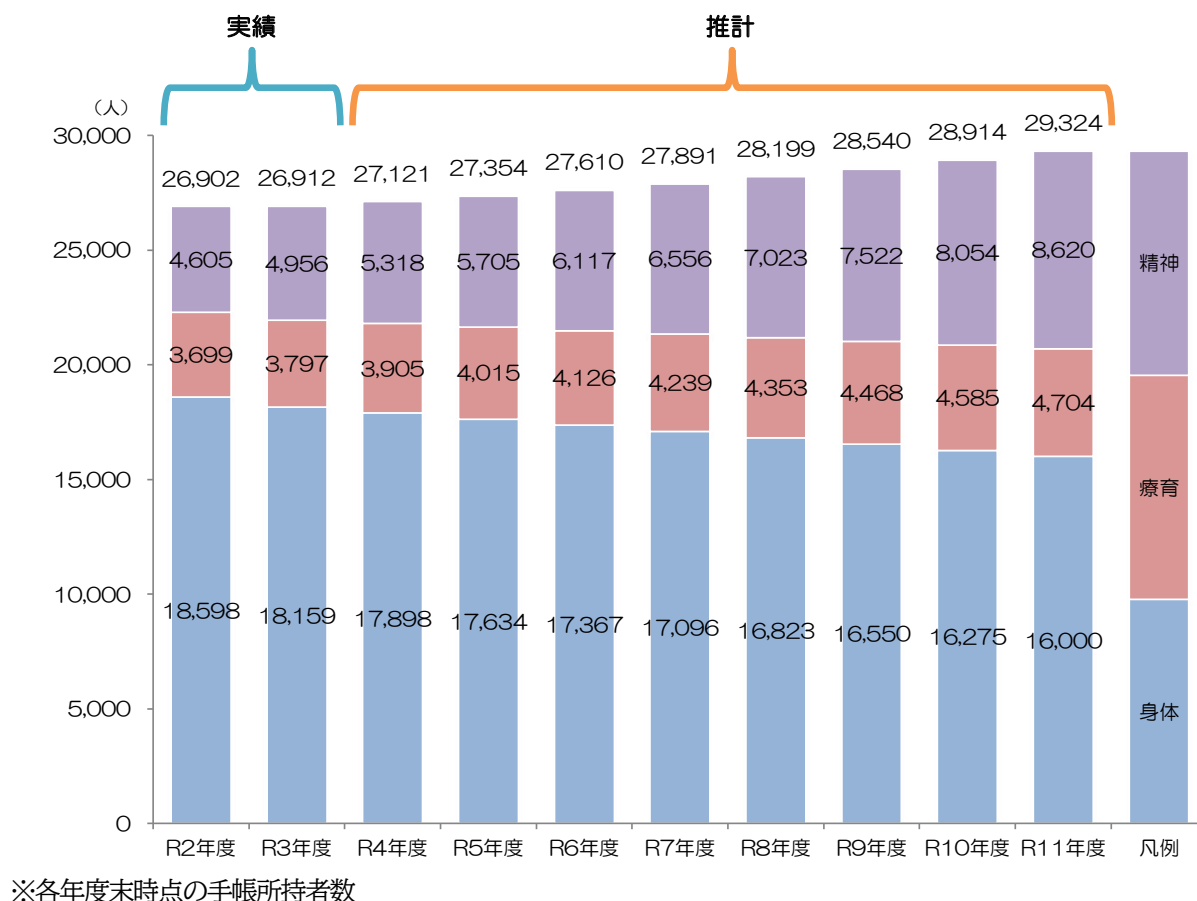
特別支援学校及び市立中学校（特別支援学級）の在籍者数は増加傾向にあり、令和4年度現在で482人です。

特に市立中学校の特別支援学級の在籍者数が大きく増加し、平成24年度時点の約2.5倍に増加しています。



4 障がい者手帳所持者数の推計

直近5年間の人口に占める障がい者手帳所持者数の割合の伸び率を維持したと仮定した推計を行った結果、令和4年3月末時点で26,912人であった障がい者手帳所持者数（延べ）は、計画期間が終了する令和12年3月末時点には29,324人まで増加するとの推計結果となりました。



5 前期計画の進捗状況

(1) 評価総括

宮崎市障がい者計画（第3期）に定めた成果指標に係る評価及び関係各課が実施した進捗度評価により、総合的に評価を行いました。

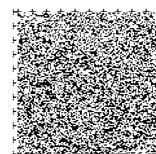
基本目標別では、「基本目標1 安全で安心して暮らしていくために」「基本目標2 自立と社会参加を進めるために」については、B評価（おおむね順調に推進できている）を得られた一方、「基本目標3 とともに支えあうために」については、C評価（あまり推進できていない）となりました。

具体的な施策の柱について見ると、「基本目標1 安全で安心して暮らしていくために」については、おおむね順調に推進できていますが、「防犯・防災の充実」については、個別避難計画や福祉避難所の取組み等があまり進んでおらず、C評価となりました。

「基本目標2 自立と社会参加を進めるために」についても、おおむね順調に推進できていますが、「教育・療育支援の充実」については、成果指標の2つがC評価とD評価（推進できていない）であったこと等から、C評価となりました。

「基本目標3 とともに支えあうために」については、「ネットワークの強化」がA評価（順調に推進できている）を得られた一方、その他については、C評価となりました。

「障がいのある人への理解の促進」については、地域での啓発につながる人材育成の取組みが進んでいないこと、「地域福祉の推進」については、災害時の地域での支え合いが進んでいないこと、「福祉を担う人づくり」については、地域において身近な交流や支援を担う人材の育成が進んでいないこと等によるものです。



・評価総括一覧表

基本目標・施策の柱	A評価 (100点)	B評価 (75点)	C評価 (50点)	D評価 (0点)	評価点 (平均)	評価
基本目標1 安全で安心して暮らしていく ために	16項目	33項目	7項目	0項目	79.0点	B
(1) 生活環境の整備	5項目	6項目	0項目	0項目	86.4点	B
(2) 生活支援の充実	5項目	12項目	4項目	0項目	76.2点	B
(3) 権利擁護の推進	2項目	4項目	0項目	0項目	83.3点	B
(4) 医療体制の充実	3項目	4項目	0項目	0項目	85.7点	B
(5) 防犯・防災の充実	1項目	7項目	3項目	0項目	70.5点	C
基本目標2 自立と社会参加を進めるため に	9項目	26項目	1項目	1項目	78.4点	B
(1) 余暇支援の充実	1項目	4項目	0項目	0項目	80.0点	B
(2) 就労支援の充実	4項目	7項目	0項目	0項目	84.1点	B
(3) 自立支援の推進	1項目	3項目	0項目	0項目	81.3点	B
(4) 教育・療育支援の充実	3項目	12項目	1項目	1項目	73.5点	C
基本目標3 ともに支えあうために	8項目	20項目	10項目	1項目	71.8点	C
(1) 障がいのある人への理 解の促進	2項目	10項目	7項目	1項目	65.0点	C
(2) 地域福祉の推進	1項目	7項目	2項目	0項目	72.5点	C
(3) 福祉を担う人づくり	0項目	3項目	1項目	0項目	68.8点	C
(4) ネットワークの強化	5項目	0項目	0項目	0項目	100.0点	A

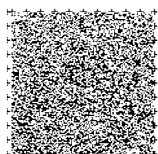
※評価の考え方

A評価：90点以上 順調に推進できている

B評価：75点以上90点未満 おおむね順調に推進できている

C評価：50点以上75点未満 あまり推進できていない

D評価：50点未満 推進できていない



(2) 成果指標の評価結果

宮崎市障がい者計画（第3期）に定めた成果指標について、令和3年度の実績値を用いて、達成率による評価を行いました。

結果は、以下のとおりです。

・達成率の評価基準

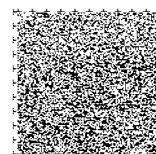
A評価：100%以上	B評価：75%以上 100%未満
C評価：50%以上 75%未満	D評価：50%未満

基本目標1 安全で安心して暮らしていくために

調査種別	成果指標	項目	H23年度 (現状)	H29年度 (中間目標)	R4年度 (最終目標)
(1) 生活環境の整備	福祉のまちづくり条例に基づく事前協議届出建築物と適合証を交付した建築物の割合	目標値	—	58.0%	60.0%
		実績	54.00%	58.3%	65.9%
		達成率	—	100.5%	109.8%
		評価	—	A	A
	市営住宅における高度のバリアフリー化率	目標値	—	36.0%	42.0%
		実績	28.80%	32.5%	32.6%
		達成率	—	90.3%	77.6%
		評価	—	B	B
(2) 生活支援の充実	ケアホームやグループホームへの入居者数	目標値	—	183人	203人
		実績	115人	243人	362人
		達成率	—	132.8%	178.3%
		評価	—	A	A
(4) 医療体制の充実	乳幼児訪問指導実人数	目標値	—	3,200人	4,300人
		実績	2,292人	3,693人	3,228人
		達成率	—	115.4%	75.1%
		評価	—	A	B
(5) 防犯・防災の充実	災害時要援護者情報管理制度への登録者数	目標値	—	8,300人	9,000人
		実績	7,553人	10,872人	10,171人
		達成率	—	131.0%	113.0%
		評価	—	A	A

※平成29年度及び令和4年度の「災害時要援護者情報管理制度」の数値は、「避難行動要支援者名簿への登録者数」を示す（制度改正のため）

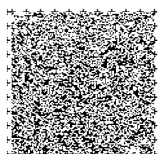
※最終目標については、令和3年度の実績を記載している（以下同様）



基本目標2 自立と社会参加を進めるために

調査種別	成果指標	項目	H23 年度 (現状)	H29 年度 (中間目標)	R4 年度 (最終目標)
(1) 余暇支援の充実	障がい者体育センター を利用する障がいのあ る人の人数	目標値	—	5,660 人	5,800 人
		実績	5,335 人	5,410 人	2,875 人
		達成率	—	95.6%	49.6%
		評価	—	B	—
(2) 就労支援の充実	就労移行支援事業の利 用者数	目標値	—	184 人	207 人
		実績	136 人	200 人	221 人
		達成率	—	108.7%	106.8%
		評価	—	A	A
	就労継続支援B型事業 所の平均工賃月額	目標値	—	15,470 円	15,970 円
		実績	14,970 円	19,191 円	19,762 円
		達成率	—	124.1%	123.7%
		評価	—	A	A
(4) 教育・療育支援の 充実	乳幼児発達相談・健診 事後教室参加延べ人数	目標値	—	1,100 人	1,200 人
		実績	807 人	522 人	583 人
		達成率	—	47.5%	48.6%
		評価	—	D	D
	宮崎市総合発達支援セ ンター利用者数	目標値	—	49,300 人	56,700 人
		実績	41,958 人	39,985 人	35,805 人
		達成率	—	81.1%	63.1%
		評価	—	B	C
	スクールサポーターの 派遣数	目標値	—	50 人	50 人
		実績	44 人	58 人	72 人
		達成率	—	116.0%	144.0%
		評価	—	A	A

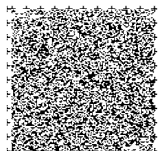
※令和4年度の「障がい者体育センターを利用する障がいのある人の人数」は、評価不能とした
(新型コロナウイルス感染症の拡大により、施設を閉鎖している期間があったため)



基本目標3 とともに支えあうために

調査種別	成果指標	項目	H23 年度 (現状)	H29 年度 (中間目標)	R4 年度 (最終目標)
(1) 障がいのある人への理解の促進	小中学生アンケートによる障がいのある人への理解度	目標値	—	87.0%	92.0%
		実績	81.80%	—	47.6%
		達成率	—	—	51.7%
		評価	—	—	C
(2) 地域福祉の推進	「地域に密着した福祉サービス」の満足度 (市民意識調査)	目標値	—	56.0%	60.0%
		実績	34.70%	45.5%	34.4%
		達成率	—	81.3%	57.3%
		評価	—	B	C

※令和4年度の「小中学生アンケートによる障がいのある人への理解度」は、障がい種別ごとに理解度を調査した結果を示す



第3章 計画の基本理念

1 基本理念

本市においてはこれまで、障がいの有無にかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支えあって暮らすことができる共生社会の実現を目指してきました。

そして、宮崎市障がい者計画（第3期）においては、共生社会の実現を目指す考え方を踏まえつつ、障がいのある人も障がいのない人と同じように、平等に地域社会で暮らし、ともに生き、その能力を最大限に発揮できる社会を目指すこととして、「障がいのある人が、安心して自立した生活を送っている」を基本理念としました。

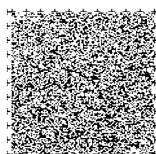
しかしながら、共生社会の実現に向けては、多くの課題を有しており、さらなる施策の推進を図っていくことが求められています。

以上のことを踏まえ、本計画における基本理念を「障がいのある人もない人も共に支え合い、安心して暮らし、社会に参加できるまちづくり」とし、共生社会の実現を目指しつつ、災害などへの不安のない暮らしを前提に、教育・就労・余暇など障がい者一人ひとりの意思を踏まえた社会参加の実現を目指すこととします。

第4期 宮崎市障がい者計画の基本理念

障がいのある人もない人も共に支え合い、

安心して暮らし、社会に参加できるまちづくり



2 基本目標

基本目標1 共に支え合うまちづくり

障がいの有無にかかわらず、全ての人がお互いを社会の一員として尊重し、支え合って暮らすことができる共生社会の実現に向け、障がいや障がい者への理解促進を図るとともに、障がい者の権利を守るための権利擁護を推進します。

また、福祉を担う人材の育成・確保に取り組むとともに、障がい者の地域生活を支えるため、地域福祉の推進や地域生活支援拠点等の機能充実等にも取り組みます。

基本目標2 安全で安心して暮らすことができるまちづくり

住み慣れた地域で、安全に安心して暮らすことができるよう、生活環境の整備に取り組むとともに、福祉・医療の提供体制の充実を図ります。

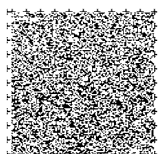
また、近年、自然災害が全国的に激甚化・頻発化しており、被災リスクが高まっていることや、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、福祉・医療の提供等を含む市民生活に大きな影響を与えていることなどを踏まえ、感染症対策を含む災害対策等の強化を図ります。

基本目標3 社会参加できるまちづくり

障がいの有無にかかわらず、すべての人が社会の一員として社会に参加することができる環境を整えることは、障がい者一人ひとりにとっても、社会全体にとっても重要なことです。

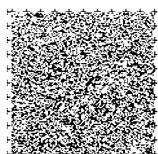
障がい者の社会参加を支援するため、外出支援や情報コミュニケーション、スポーツ・文化芸術活動の促進を図り、生涯学習や生きがいがいづくりにつなげます。

また、障がい者の自立を支援するため、就労支援の充実を図るとともに、将来に向けて、障がい児に対する教育・療育支援の充実を図ります。



3 施策の体系

基本理念	
障がいのある人もない人も共に支え合い、安心して暮らし、社会に参加できるまちづくり	
施策の柱	施策
基本目標1 共に支え合うまちづくり	
1 障がい理解の促進	①障がい特性の理解促進 ②心のバリアフリー・相互交流の推進 ③福祉に関する教育の推進
2 権利擁護の推進	①差別の解消 ②虐待の防止 ③権利の擁護
3 福祉を担う人づくり	①人材の育成 ②人材の確保
4 地域生活の支援促進	①地域福祉の推進 ②地域生活への移行推進 ③地域生活支援拠点等の機能充実
基本目標2 安全で安心して暮らすことができるまちづくり	
1 生活環境の整備促進	①バリアフリー化の推進 ②住環境の整備推進 ③防犯対策・交通安全対策の推進
2 福祉サービスの充実	①相談支援体制の充実 ②障がい福祉サービス等の充実 ③生活支援サービスの充実 ④重度障がい及び医療的ケア児者への支援強化
3 医療体制の充実	①障がいの原因となる疾病の予防、早期発見、治療の推進 ②医療・リハビリテーション体制の充実
4 災害対策等の推進	①防災対策の推進 ②災害対策の強化 ③感染症対策の強化
基本目標3 社会参加できるまちづくり	
1 外出支援・情報コミュニケーションの促進	①外出支援の充実 ②情報保障・コミュニケーション支援の強化
2 就労支援の充実	①一般就労の推進 ②福祉的就労の充実
3 教育・療育支援の充実	①療育支援体制の充実 ②インクルーシブ教育システムの推進 ③家庭・教育・福祉の連携
4 スポーツ・文化芸術活動等の促進	①スポーツ活動の推進 ②文化芸術活動の推進 ③余暇・レクリエーションの推進



第4章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画を推進するためには、保健・医療・福祉・教育・地域など、さまざまな分野からの支援及び関係機関の連携が必要です。

障がい者一人ひとりのニーズに対応できるサービス提供体制や相談体制の充実に努め、総合的な取組みを推進します。

また、「宮崎市総合計画」「宮崎市地域福祉計画」等の上位計画との整合性を図りながら、市民、事業者及び市が、相互に連携し、一体となって施策の推進に取り組めます。

2 計画の評価

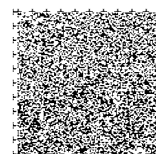
本計画の推進にあたっては、「宮崎市障がい者施策推進協議会」に定期的な報告を行い、進捗状況を管理します。

また、本計画の成果指標として設定された目標値の達成度や、アンケート調査等の分析を行うことで評価を行います。

(1) 成果指標一覧

基本目標1 共に支え合うまちづくり

成果指標	現状 (R 3年度)	中間目標 (R 7年度)	最終目標 (R 11年度)
小中学生及び一般における障がい者に対し 理解・配慮できている人の割合	47.4%	60%	70%
民間企業における障害者差別解消法の認知 度	33.6%	60%	70%
相談支援専門員の人数	101 人	125 人	150 人
グループホームの入居者数	362 人	505 人	649 人
地域生活支援拠点等の登録事業所数	44 事業所	104 事業所	184 事業所

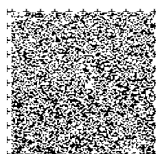


基本目標2 安全で安心して暮らすことができるまちづくり

成果指標	現状 (R 3年度)	中間目標 (R 7年度)	最終目標 (R 11年度)
福祉のまちづくり条例に基づく事前協議届出適合建築物に対する適合証を交付した建築物の割合	65.9%	67%	68%
短期入所等における重症心身障がい・医療的ケア児者の受け入れ人数	5,382 人	6,360 人	7,200 人
3歳6か月児健康診査受診率	95.7%	98%	98%
宮崎市総合発達支援センター（診療部）利用者数	22,800 人	22,900 人	23,000 人
避難行動要支援者名簿情報提供同意者数	8,927 人	10,000 人	11,000 人
優先度の高い避難行動要支援者における個別避難計画作成率	—	85%	100%

基本目標3 社会参加できるまちづくり

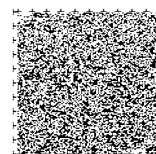
成果指標	現状 (R 3年度)	中間目標 (R 7年度)	最終目標 (R 11年度)
外出時に特に困りごとを感じていない障がい者の割合	37.6%	50%	65%
障がい者施策に関する情報が行き届いていると感じている障がい者の割合	25.5%	40%	60%
就労継続支援B型事業所の平均工賃月額	19,762 円	21,800 円	24,000 円
授業スタッフ、コーディネーターサポートスタッフ、スクールサポーター、生活・学習アシスタントの数	154 人	160 人	160 人
過去1年間に文化芸術に関するイベントに参加したことがある障がい者の割合	13.5%	25%	40%

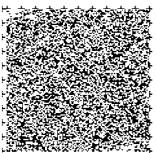


3 推進にあたっての考え方

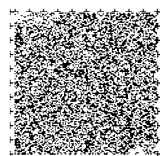
本計画における各種取組みにあたっては、以下の視点を踏まえます。

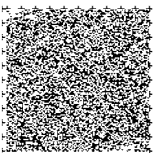
- ・福祉のみならず、保健、医療、教育、地域等さまざまな分野における行政、関係団体等と連携します。
- ・本市ホームページや「障がい者福祉ガイドブック」等を用いて、制度等の分かりやすい情報の提供に努めるとともに、各種イベントや事業等の実施にあたっては、案内する対象や手法を工夫し、確実な周知に努めます。
- ・デジタルトランスフォーメーション（DX）に基づき、デジタル技術やデータを活用し、障がい者及び支援者等の利便性を向上させるとともに、業務効率化を図り、人的資源を更なる福祉サービス向上につなげます。





【 各 論 】





基本目標1 共に支え合うまちづくり

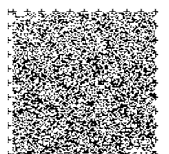
1 障がい理解の促進

障がいの有無にかかわらず、すべての人が個性を尊重し支え合い、共に生きる社会を実現するため、障がい特性の理解促進や心のバリアフリー・相互交流、福祉教育を推進します。

◆ 成果指標

成果指標	現状 (R 3年度)	中間目標 (R 7年度)	最終目標 (R 11年度)
小中学生及び一般における障がい者に対し 理解・配慮できている人の割合	47.4%	60%	70%

※市内の市立小学校6年生、市立中学校3年生及び16歳以上65歳以下の宮崎市民に対するアンケート調査結果による



① 障がい特性の理解促進

現状と課題

障がいには、それぞれ特性があり、障がい者に対しては、その人が持つ障がいの特性を踏まえた配慮や支援等を行うことが重要です。

しかし、小中学生調査・一般調査では、障がい特性に対する理解が十分には浸透していないとの結果が示されています。

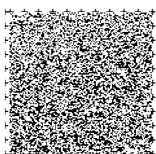
障がいの中には外見からは判断ができないものもあることなども含め、障がい特性に関する理解促進を図っていく必要があります。

■ アンケート調査結果【それぞれの障がい者への配慮】

	小中学生調査	一般調査	全体
身体障がい	66.7%	67.2%	66.8%
知的障がい	54.6%	54.0%	54.5%
精神障がい	47.3%	41.3%	46.6%
発達障がい	52.3%	51.8%	52.2%
高次脳機能障がい	21.7%	28.2%	22.4%
難病	47.9%	35.8%	42.2%
平均	47.6%	46.4%	47.4%

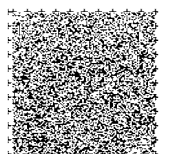
※数値は「十分理解・配慮できている」「まあまあ理解・配慮できている」と回答した割合の合計

「身体障がい」に対する理解・配慮できている割合は7割近くに達していますが、「高次脳機能障がい」「難病」への理解・配慮できている割合は4割を下回っています。



今後の主な取組み

- 障がい者から直接話を聞く機会、車いす体験等、効果的な手法により、障がい者をより理解するための取組みを進めます。
- 外見からは分かりにくい内部障がいや、発達障がい、高次脳機能障がい、難病等に対する正しい知識や理解が深まるよう啓発に努めます。
- 「宮崎市自立支援協議会障がい理解啓発部会」と連携し、障がいへの理解を深めるにあたっての課題解決に向けた取組みを行います。
- 障害者基本法で定められている障がい者週間や発達障がい啓発週間等の機会に、効果的な周知啓発に取り組みます。
- 障がい者が製作した物品等を販売するイベントの機会を通して、障がい理解に関する啓発活動に取り組みます。
- 民間企業・事業者に対し、関係機関や関係部署と連携し、動画やチラシ等を活用した合理的配慮の啓発を行います。



② 心のバリアフリー・相互交流の推進

現状と課題

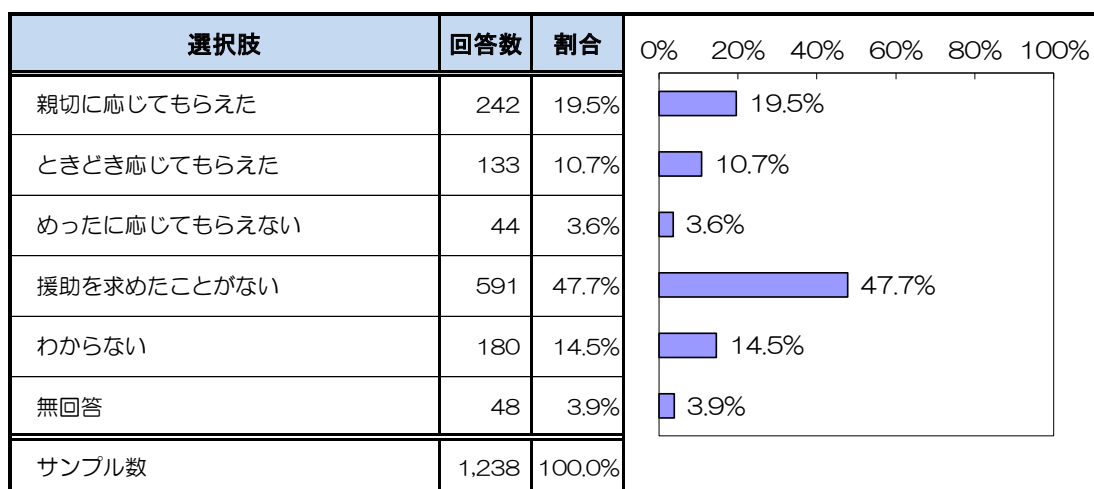
障がいのある人もない人も、お互いに相手の考えを尊重し、支え合いながら生活を送るためには、心の障壁を取り除く「心のバリアフリー」を実現することが重要で、障がいのある人となない人が交流することは、有効な手段のひとつであると考えられます。

本市では、すべての市民が、障がいの有無にかかわらず、互いの意思や感情を伝え合うことができるよう、平成31年4月に「心つなぐ条例」を施行しました。

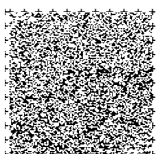
また、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催にあたり、パラリンピアンとの交流を契機に、共生社会の実現に向け、ユニバーサルデザインのまちづくりや心のバリアフリーに取り組む「共生社会ホストタウン」に令和元年10月に登録されました。

今後も、心のバリアフリーを実現するため、あらゆる分野・機会における相互交流を促進していく必要があります。

■ アンケート調査結果【外出先で支援を求めた際の対応】（障がい者調査）

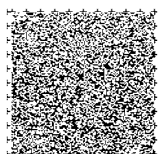


「めったにに応じてもらえない」は3.6%にとどまり、外出先で支援を求めると、比較的応じてもらえる状況にあると言えます。



今後の主な取組み

- 「心つなぐ条例」の理念の浸透を図り、心のバリアフリーの促進に努めます。
- 障がいのある人となない人が共に参加するイベントやパラスポーツ体験等を通じて、共生社会の実現に向けた理解啓発を行います。
- 障がいの有無にかかわらず、互いの意思や感情を伝え合うことができる環境づくりのため、子どもから大人までの幅広い世代に対して、手話や点字に接する機会を提供します。
- 地域の身近な場所で、未就学児親子の交流や育児相談、地域の子育て関連情報の提供等を行っている地域子育て支援センターにおいて、障がいの有無に関わらない未就学児親子の交流の促進を図ります。
- 「視覚障害者マラソン宮崎大会」の開催を支援し、視覚障がい者と伴走者等のボランティアや市民との交流を図ります。
- 共に支え合うまちづくりを進めるために、ヘルプマークやヘルプカードの周知啓発に努めます。



③ 福祉に関する教育の推進

現状と課題

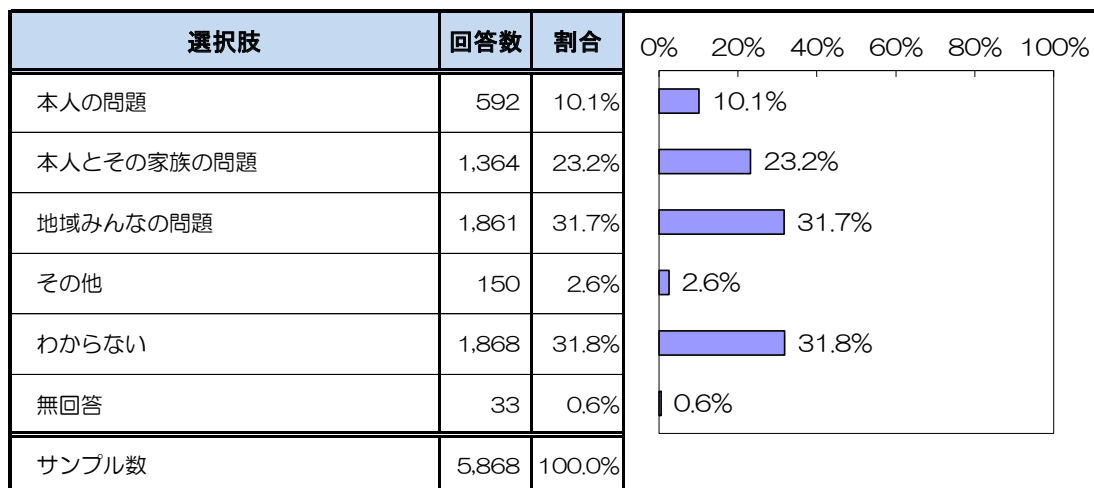
障がい者が安心して自立した生活を営むためには、より多くの人々が障がいや障がい者に関する理解と認識を深めることが重要です。

より早期の段階から福祉に対する意識の定着を図っていくことが重要と考えられることから、小中学校の「総合的な学習の時間」等においては、車いす体験や手話での講話、ハンディキャップ体験等を実施しています。

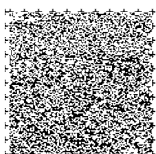
しかし、小中学生調査・一般調査では、障がい者の抱える問題が地域全体の問題として、十分には認識されていないとの結果が示されています。

今後も、子どもを中心に、幅広い年齢層に対する福祉教育を継続的に推進していく必要があります。

■ アンケート調査結果【障がい者の抱える問題に対する認識】
(小中学生調査)

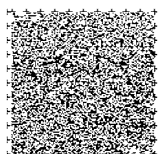


「地域みんなの問題」と回答した小中学生の割合は、約3割にとどまっています。



今後の主な取組み

- 障がい者から直接話を聞く機会、車いす体験等、効果的な手法により、障がい者をより理解するための取組みを進めます。【再掲】
- 小中学校の「総合的な学習の時間」において、車いす体験や手話での講話、ハンディキャップ体験等を実施します。
- 県内の特別支援学校と居住地の市内の小中学校との連携を推進します。
- 市内小学校への講師派遣を行うなど、子どもから大人までの幅広い世代に対して、手話や点字に接し、学ぶ機会が広がるよう努めます。
- 宮崎市自立支援協議会と宮崎大学教育学部との連携協定に基づき、障がい児者の現状やニーズの把握に努めている学生の障がい理解を支援します。



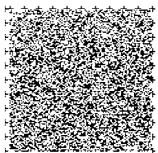
2 権利擁護の推進

障がい者の権利を守るため、障がい者に対する差別の解消や虐待の防止を図るとともに、成年後見制度の活用等による権利擁護を推進します。

◆ 成果指標

成果指標	現状 (R 3 年度)	中間目標 (R 7 年度)	最終目標 (R 11 年度)
民間企業における障害者差別解消法の認知度	33.6%	60%	70%

※市内に所在する企業に対するアンケート調査結果による



① 差別の解消

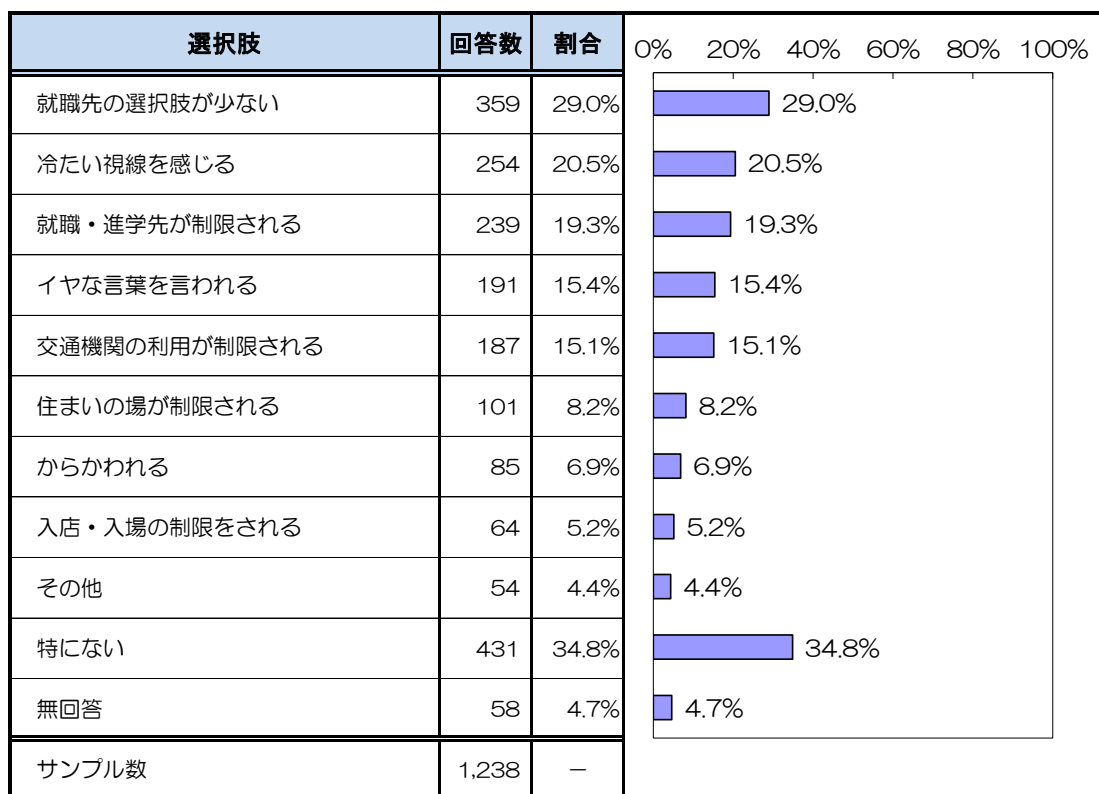
現状と課題

社会において、障がいの有無により、差別が生じることはあってはならないことです。

国は、「障害者差別解消法」において、国・地方自治体・民間事業者に対する差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供を義務付けるなど、差別の解消に向けた法整備も進めています。

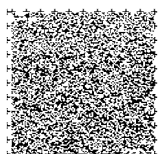
しかし、障がい者調査では、約6割が「障がいがあることが原因で何らかの不自由を感じたことがある」と回答しており、差別のない社会に向け、様々な機会を通じた啓発活動を推進していくことが求められています。

■ アンケート調査結果【障がいがあることによる何らかの不自由を感じた経験の有無】（障がい者調査）



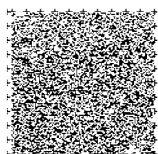
※複数選択可

「特にない」と回答した割合は3割強にとどまっています。



今後の主な取組み

- 市民に対し、出前講座や啓発リーフレットの配布等により、障がい者への差別解消に取り組みます。
- 民間企業・事業者に対し、関係機関や関係部署と連携し、動画やチラシ等を活用した合理的配慮の啓発を行います。【再掲】
- 障がい者差別に関する相談窓口を設置し、差別の解消に向けて適切に対応します。
- 「宮崎市障がい者差別解消支援地域協議会」を設置し、障がい者差別に関して、関係機関等の連携を図ります。
- 人権尊重に関する啓発を行うためのイベント等を開催します。



② 虐待の防止

現状と課題

差別同様、虐待も社会において、あってはならないことです。

障がい者虐待は、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（通称：障害者虐待防止法）」において、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放置（ネグレクト）による虐待、経済的虐待が定義されています。

障害者虐待防止法において、「虐待を受けたと思われる障がい者を発見したもの、もしくは虐待を受けた障がい者は、速やかに市町村に通報しなければならない。」とされており、警察等の関係機関との連携や、市民や事業所等への啓発活動を積極的に行った結果、障がい者虐待防止に係る意識は高まっており、相談・通報・届出件数は年々増加傾向にあります。

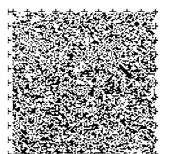
また、近年は、障がい者を雇用する事業主や職場の上司等による虐待も社会問題とされており、障がい者への虐待の防止は社会生活を営む上でも重要とされています。

市民や事業者に対する啓発、虐待の発生にあたり、迅速に対応することができる体制の構築が求められています。

■障がい者虐待相談・通報・届出件数の推移

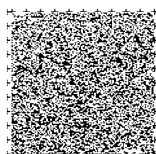
	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
障がい者虐待相談・ 通報・届出件数	34 件	34 件	37 件	19 件	75 件
障がい者虐待認定 件数	10 件	10 件	22 件	0 件	9 件

直近 5 年間の障がい者虐待相談・通報・届出件数は 199 件、障がい者虐待認定件数は 51 件となっています。



今後の主な取組み

- 「宮崎市障がい者虐待防止センター」を設置し、虐待に関する通報や相談、障がい者の一時保護等に適切に対応できる体制を整えます。
- 市民や事業者、関係団体に対して、「宮崎市障がい者基幹相談支援・虐待防止センター」と協力し、リーフレット等を配布するなど、虐待防止に関する啓発活動を行います。
- 「宮崎市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク運営委員会」を設置し、障がい者に対する虐待防止に関して、関係機関等の連携を図ります。
- 障がい者施設の職員が、障がい者やその家族の意思を尊重しながら必要な支援を行うことができるよう、集団指導等にて啓発を行います。



③ 権利の擁護

現状と課題

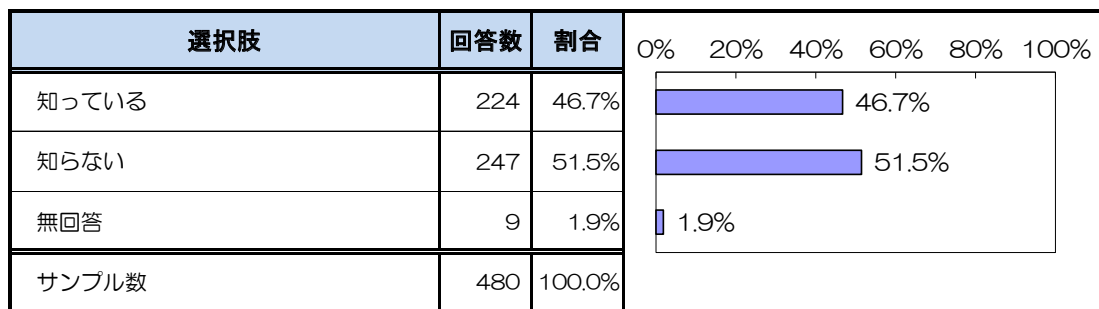
障害者虐待防止法において、地方自治体の責務として、障がい者への虐待の防止や養護者に対する支援等に関する施策の推進が求められています。

本市では、障がい者を含むすべての人の人権の尊重や権利擁護を図るため、出前講座や研修会等を実施しています。

また、障がい等のために判断能力が十分でない人の権利を守り、支援する「成年後見制度」の利用を促進していますが、障がい者調査では、制度の認知が十分には浸透していないとの結果が示されています。

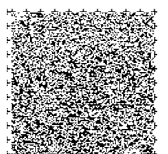
今後も、障がい者の地域での安心した生活を支えるため、権利擁護を一層推進することが求められています。

■ アンケート調査結果【成年後見制度の認知度】（障がい者調査）



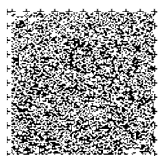
※療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳の所持者を回答の対象としている

成年後見制度を知っている人は、5割を下回っています。



今後の主な取組み

- 成年後見制度について、ホームページによる周知のほか、市民や福祉関係者等を対象とした出前講座や研修会等を実施します。
- 成年後見制度の利用を支援するため、後見等開始の申立て手続きや費用負担が困難な人に対する費用助成を行います。
- 宮崎市社会福祉協議会と連携、協力を図りながら、市民後見人の養成、市民後見人の活動支援を行います。
- 虐待を受けた障がい者に対する保護や自立の支援等、障がい者の意思を尊重した支援に取り組めます。



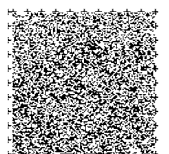
3 福祉を担う人づくり

障がい者の多様化・複雑化するニーズに対応するため、行政・民間・地域・ボランティア等の各主体において、障がい福祉分野に専門的知識等を有する人材の育成・確保に努めます。

◆ 成果指標

成果指標	現状 (R 3 年度)	中間目標 (R 7 年度)	最終目標 (R 11 年度)
相談支援専門員の人数	101 人	125 人	150 人

※市内の相談支援事業所における相談支援の業務に従事する者の人数による



① 人材の育成

現状と課題

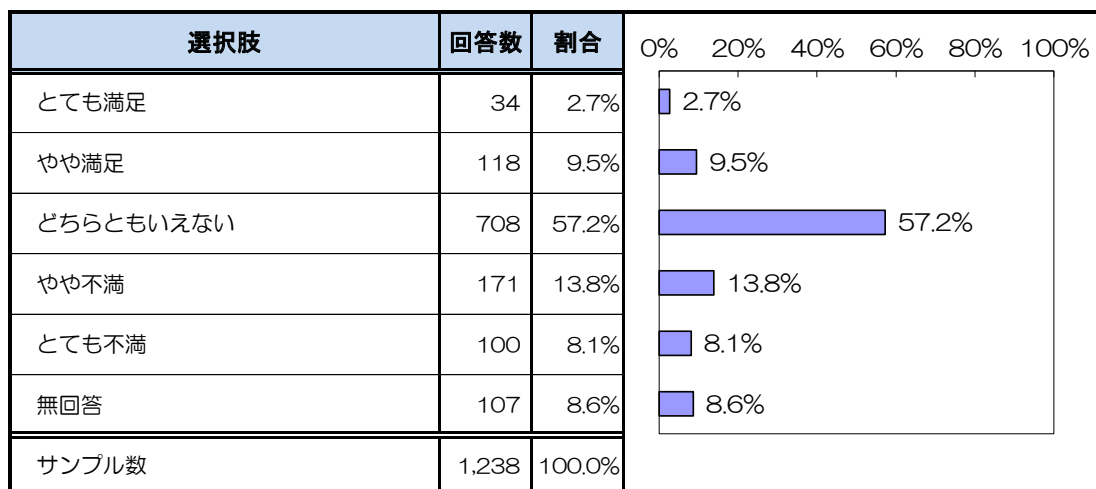
少子高齢化や核家族化が進行する中、障がい者が抱える問題が多様化するとともに、1つの問題だけでなく複数の問題を抱えているケースが増えてきています。

そうした状況において、障がい者福祉に携わる人材には、高い資質が求められており、本市では、「宮崎市障がい者基幹相談支援センター（通称：基幹相談支援センター）」や宮崎市自立支援協議会における研修等を通じて、人材育成に取り組んでいます。

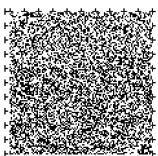
しかし、障がい者調査では、宮崎市障がい者計画（第3期）に定めた12の施策への満足度について、「福祉を担う人づくり」に対する満足度が最も低いとの結果が示されています。

障がい者福祉に携わる各主体における人材育成を推進していくことが求められています。

■ アンケート調査結果【「福祉を担う人づくり」への満足度】（障がい者調査）

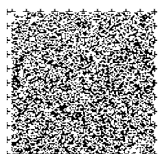


「とても満足」もしくは「やや満足」と回答した人の割合（12.3%）を「やや不満」もしくは「とても不満」と回答した人の割合（21.9%）が上回っています。



今後の主な取組み

- 基幹相談支援センターが実施する研修や、施設等への訪問による支援を通して、障がい者施設等の職員の資質向上に努めます。
- 宮崎市自立支援協議会の活動や、各部会が実施する研修等を通して、障がい福祉に携わる職員等の資質の向上に努めます。
- 発達障がいや高次脳機能障がい等、外見からは分かりにくい障がい等について、支援者等の識見を深めることのできる取組みを促進します。
- 障がい者施設の職員に対し、国・県等が実施する研修への参加を促します。
- 介護職員等の研修に係る費用を助成するほか、関係機関と連携し、若年層への福祉のしごとの魅力発信や介護職への就労を促すための取組みを進めます。



② 人材の確保

現状と課題

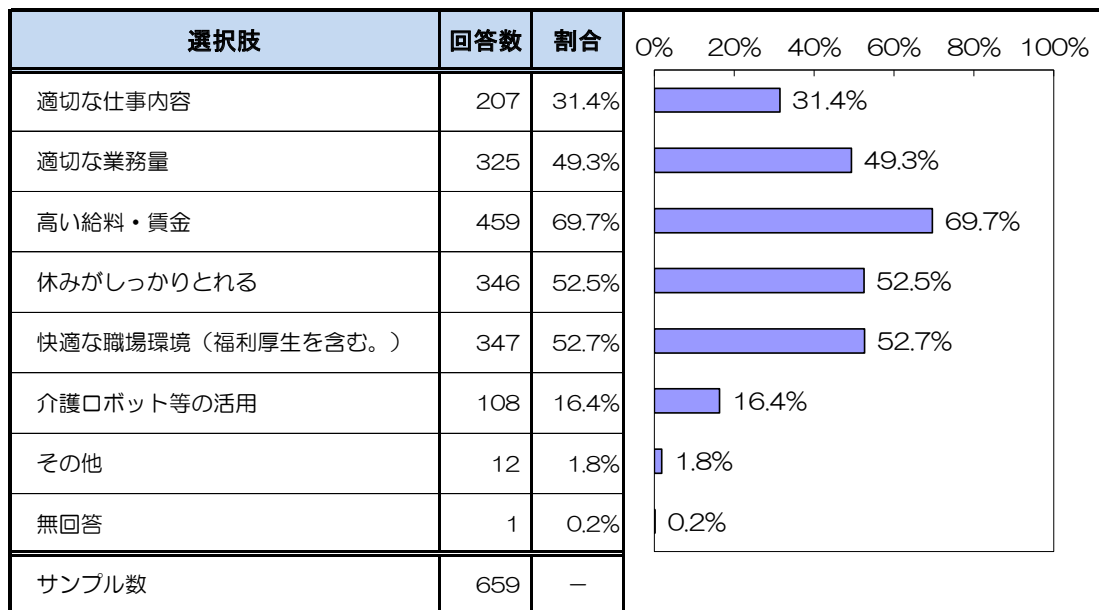
障がい福祉サービス等を利用する人が増加傾向にある中、「宮崎市障がい者施策推進協議会」においても、相談支援専門員や介護職の不足等が指摘されるなど、専門人材の確保が喫緊の課題となっています。

人材の確保には、労働環境や処遇の改善が求められる中、国の制度を活用したロボット技術や ICT の導入等や、福祉・介護職員の処遇改善への取組みを進めています。

今後、障がい福祉サービス等の充実を図り、障がい者が安心して自立した生活を送るためには、福祉・保健・医療・教育・地域といったさまざまな分野において障がい者に携わる人材を確保していく必要があります。

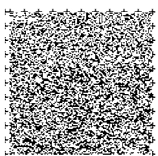
そのために、労働環境や処遇の改善を引き続き図りながら、多様な人材や働き方の活用等、新たな視点での取組みの展開も求められます。

■ アンケート調査結果【福祉分野への就業者を増やす方法】（一般調査）



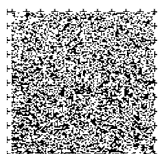
※複数選択可

「高い給料・賃金」「休みがしっかりとれる」「快適な職場環境（福利厚生を含む。）」といった処遇改善を求める意見が多くなっています。



今後の主な取組み

- 障がい福祉サービス等の利用者の増加に対応するため、相談支援事業所及び相談支援専門員が増加するための取組みを推進します。
- 介護職員等の研修に係る費用を助成するほか、関係機関と連携し、若年層への福祉のしごとの魅力発信や介護職への就労を促すための取組みを進めます。【再掲】
- ロボット技術や ICT の導入を促すことにより、障がい者施設の職員の負担軽減や事務の効率化を図り、労働環境の改善に取り組みます。
- 障がい者施設の職員の賃金改善や資質向上、キャリア形成に資する処遇改善加算等の取得を促進します。
- 県や当事者団体と連携を図り、障がい種別にかかわらず当事者や経験者が共に支え合うピアサポーターによる活動を推進します。
- 障がい福祉と介護保険との共生型サービスの指定など、限られた福祉人材の有効活用を図ります。
- 福祉事業所で実施したボランティア活動に対するポイント付与により、高齢者の福祉ボランティア活動への参加促進を図ります。



4 地域生活の支援促進

障がい者が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域全体で包括的な支援体制を構築することが重要であることから、地域福祉の推進や地域生活支援拠点等の機能充実等を推進します。

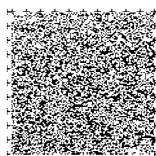
◆ 成果指標

成果指標	現状 (R 3年度)	中間目標 (R 7年度)	最終目標 (R 11年度)
グループホームの入居者数	362 人	505 人	649 人

※本市において支給決定を行っているグループホームの入居者数による

成果指標	現状 (R 3年度)	中間目標 (R 7年度)	最終目標 (R 11年度)
地域生活支援拠点等の登録事業所数	44 事業所	104 事業所	184 事業所

※本市における地域生活支援拠点等に登録されている事業所数による



① 地域福祉の推進

現状と課題

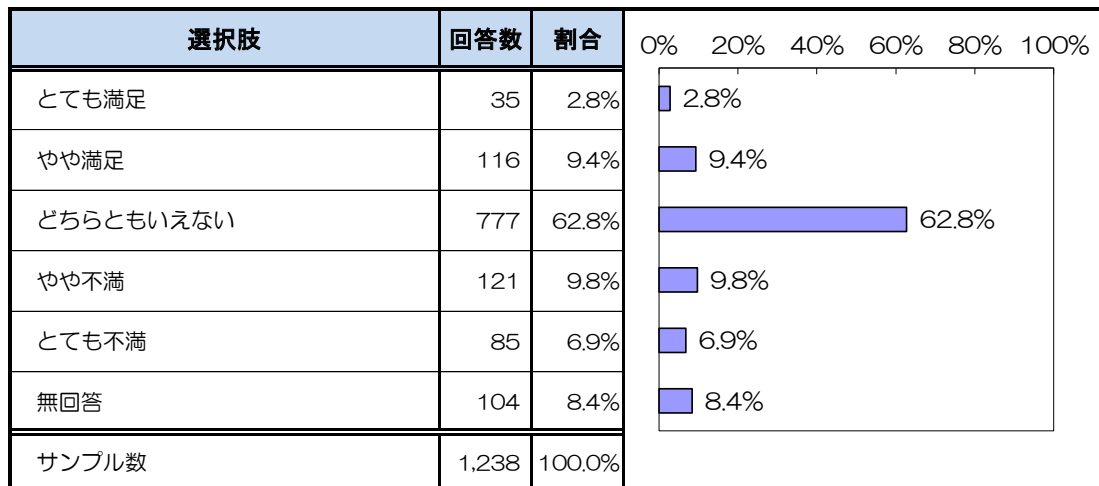
障がい者のニーズが多様化・複雑化する中、障がい者が地域生活を営むにあたっては、福祉に係る各分野の連携による包括的な支援体制を構築する必要があります。

また、専門職の支援だけでなく、地域住民の見守り・支え合いによる日頃からの支援もとても重要です。

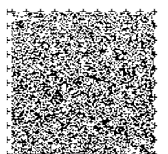
本市では、地域での交流・支え合い活動の促進を図っていますが、障がい者調査では、「地域福祉の推進」について、満足に感じている人より不満に感じている人が多いとの結果が示されています。

障がい者の地域生活を支える基盤として、包括的な支援体制を確立していくとともに、障がい者が地域で生き生きと生活する社会の実現を図るため、地域活動やボランティア活動の推進等を通じ、地域主体の支え合い活動を促進させることが求められています。

■ アンケート調査結果【「地域福祉の推進」への満足度】（障がい者調査）

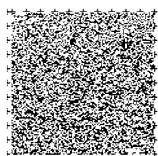


「とても満足」もしくは「やや満足」と回答した人の割合（12.2%）を「やや不満」もしくは「とても不満」と回答した人の割合（16.6%）が上回っています。



今後の主な取組み

- 地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応するため、高齢・障がい・子ども・生活困窮等の各分野を超えた「包括的な支援体制」の構築を目指します。
- 障がい特性及び障がい者に対する理解を深めるための啓発や、福祉サービスの利用支援等を通じて、障がい者やその家族をサポートする地域づくりを推進します。
- 地区社会福祉協議会や地域まちづくり推進委員会のほか、地域における障がいのある人となない人との交流を支援します。
- 障がい者が自治会や地域活動、ボランティア活動へ参加しやすいような仕組みづくりを支援します。



② 地域生活への移行推進

現状と課題

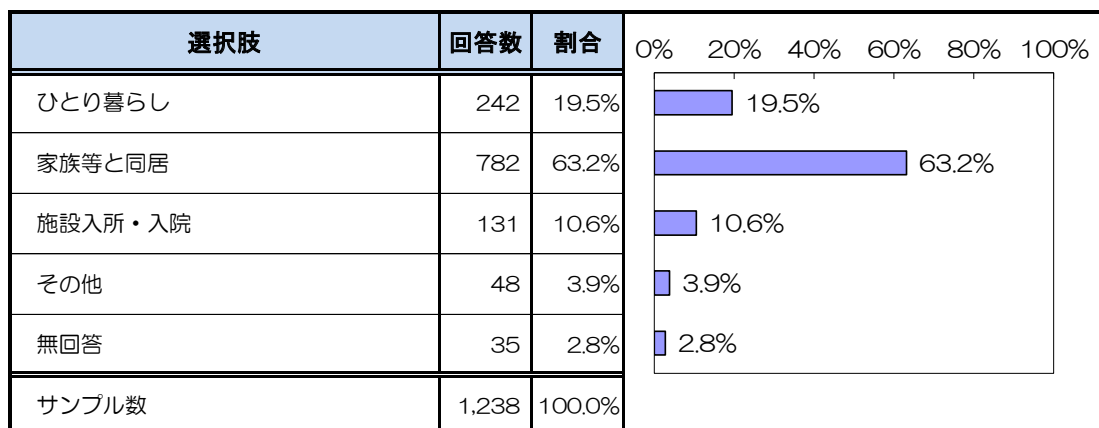
本市では、障がい者の自立に向けた支援の観点から、障がい者支援施設や病院等からの地域生活への移行を推進するため、「宮崎市自立支援協議会地域移行支援部会」と連携し、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組みを進めています。

宮崎市障がい福祉計画において、「施設入所者の地域生活移行者数」を数値目標として設定していますが、第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の期間中（平成30年度～令和2年度）においては、目標値を上回る地域生活への移行が行われました。

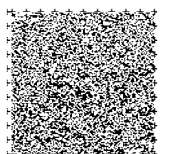
一方で、障がい者調査によると、希望する生活スタイルについて、「施設入所・入院」と回答した障がい者も一定程度いるほか、必要な支援を受けることで、地域で生活していくことができる入院患者等は少なくないと考えられることから、地域への移行やその後の定着にあたって、利用できるサービス等について広く周知する必要があります。

さらに、在宅生活を地域で支える体制の整備や、グループホーム等の居住環境の整備についても継続して推進していくことが求められています。

■ アンケート調査結果【希望する生活スタイル】（障がい者調査）

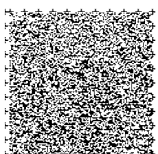


在宅での生活を希望する人が8割を超える一方、施設入所・入院を希望する人も1割を超えています。



今後の主な取組み

- 「宮崎市自立支援協議会地域移行支援部会」と連携し、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めるにあたっての課題解決に向けての取組みを行います。
- 入所・入院している障がい者が、地域で安心して暮らしていけるようにするため、在宅支援やグループホーム等の充実を図ります。
- 障がい者の意思を尊重した暮らし方の実現を支援するため、医療機関などの関係機関との連携を図り、福祉サービスや各種支援制度について積極的に周知します。
- 障がい者が地域で継続して生活できるように、地域移行支援や地域定着支援、自立生活援助の利用を推進します。
- 精神疾患を抱える方が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域の関係機関と連携しながら相談支援等を行います。
- 精神障がい者の在宅生活を支えるため、家族を対象に、精神疾患に対する正しい知識を得るための研修会を実施します。



③ 地域生活支援拠点等の機能充実

現状と課題

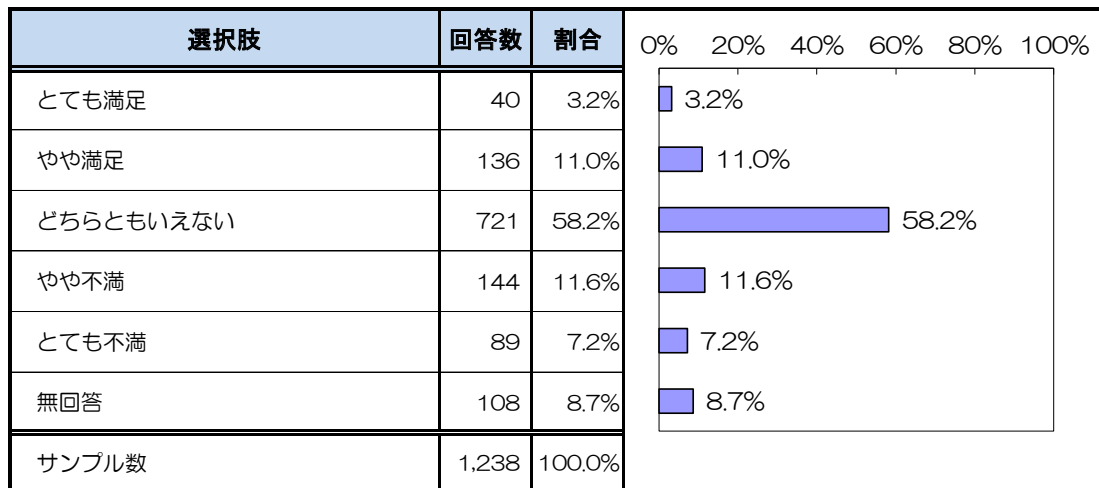
障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を整備した場所・体制である「地域生活支援拠点等」について、本市では、基幹相談支援センターを中核機関として令和2年3月に整備し、令和3年4月には国富町、綾町を含む宮崎東諸県圏域における地域生活支援拠点等として位置付けました。

本市の地域生活支援拠点等は、国が定める「相談」、「緊急時の受け入れ」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」の5つの機能があり、それに本市独自の機能である「医療的ケア児等の支援」を加えた5+1の機能を担っています。

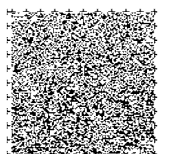
現在は、障がい者のサービス利用のため、地域生活支援拠点等の機能を担う登録事業所の拡大を進めており、体制の充実を図っているところです。

今後も、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、医療・保健・福祉・教育等の地域の社会資源の連携体制の構築などの機能強化に取り組むとともに、これらの機能が適切に発揮されているか検証を行っていく必要があります。

■ アンケート調査結果【「ネットワークの強化」への満足度】（障がい者調査）

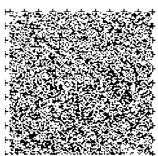


「とても満足」もしくは「やや満足」と回答した人の割合（14.2%）を「やや不満」もしくは「とても不満」と回答した人の割合（18.8%）が上回っています。



今後の主な取組み

- 「相談」の機能について、基幹相談支援センターや地域相談支援事業所における取組みの拡充を図ります。
- 「緊急時の受け入れ」の機能について、介護者の不在等における福祉サービス（短期入所）等を提供します。
- 「体験の機会・場」の機能について、障がい福祉サービスの体験利用や、一人暮らしの体験の機会・場を提供します。
- 「専門的人材の確保・養成」の機能について、専門的な対応を行うことができる体制確保や、研修等の実施により人材の養成に取り組めます。
- 「地域の体制づくり」の機能について、地域での生活に必要な社会資源の連携体制の構築を推進します。
- 市独自の「医療的ケア児等の支援」の機能について、コーディネーターを配置し、医療的ケア児者が、その心身の状況に応じて医療・保健・福祉・教育等の支援を適切に受けられるよう取り組みます。
- 地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討を実施し、医療・保健・福祉・教育等の関係機関との協力・連携を継続しながら、機能の充実を図ります。
- 地域生活支援拠点等の機能を担う登録事業所を拡大するほか、登録事業所の周知を図り、障がい者がサービスを利用しやすい環境づくりに努めます。



基本目標2 安全で安心して暮らすことができるまちづくり

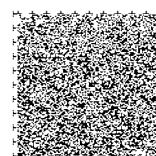
1 生活環境の整備促進

障がい者が住み慣れた地域で、自立した生活を営みながら、安全で安心して暮らすことができるよう、民間施設や公共施設のバリアフリー化や住環境の整備、犯罪や事故に巻き込まれないまちづくりを推進します。

◆ 成果指標

成果指標	現状 (R 3年度)	中間目標 (R 7年度)	最終目標 (R 11年度)
福祉のまちづくり条例に基づく事前協議届出適合建築物に対する適合証を交付した建築物の割合	65.9%	67%	68%

※市内における「適合証交付建築物 / 事前協議届出適合建築物」による



① バリアフリー化の推進

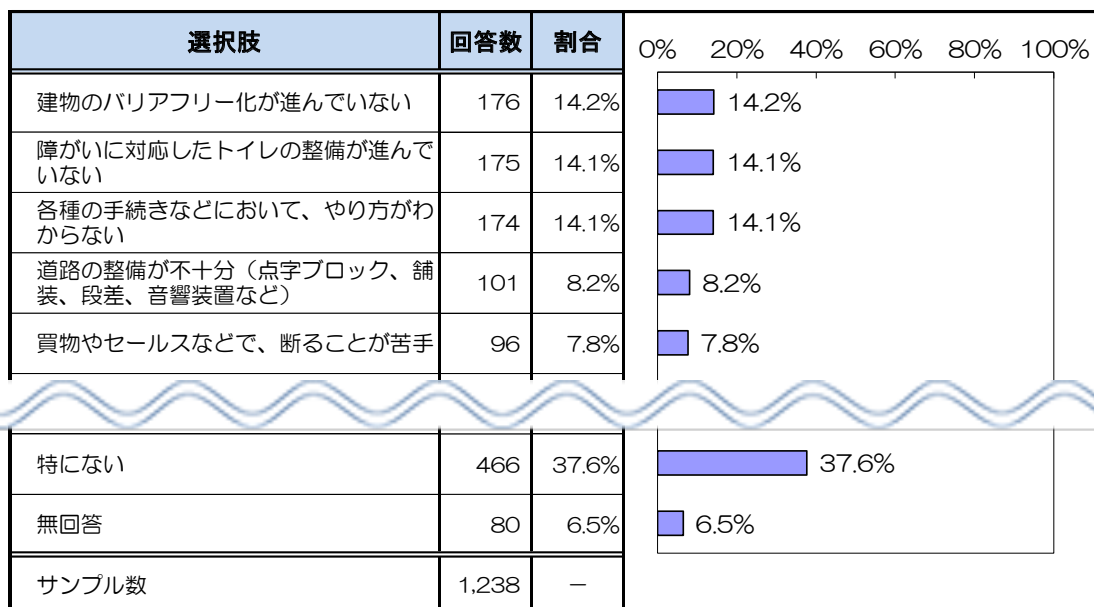
現状と課題

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすとともに、社会参加を積極的に行っていくためには、道路・交通・施設等の外部環境の整備が重要です。

本市では、民間施設や公共施設のバリアフリー化等を推進してきましたが、障がい者調査では、外出時における外部環境に関する困りごととして、バリアフリー化が進んでいないことへの回答が上位に挙げられています。

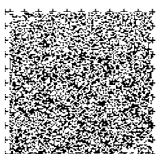
今後も、バリアフリー化の推進に継続的に取り組むとともに、バリアフリーに関する情報発信を強化していくことが求められています。

■ アンケート調査結果【外出時における外部環境に関する困りごと】
(障がい者調査)



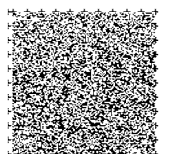
※複数選択可。上位項目のみ掲載

「建物のバリアフリー化が進んでいない」「障がいに対応したトイレの整備が進んでいない」といった項目が上位に挙げられています。



今後の主な取組み

- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー法）」や「宮崎市福祉のまちづくり条例」に基づき、障がいの有無にかかわらず、誰もが快適で生活しやすい生活環境の整備を推進します。
- 周辺環境に応じ、幅の広い歩道、段差解消、視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設、音声案内設備等、利便性や安全性に配慮した歩行空間の整備を推進します。
- 公共施設の改修や改築の際は、自動ドアやスロープの設置、車いす使用者用駐車施設、車いす使用者用トイレ、オストメイト対応トイレの整備等、すべての人が利用しやすい施設整備を推進します。
- 市が所管する施設や民間施設等におけるバリアフリーに関する情報を発信します。
- 誰もが選挙に参加しやすい環境を整えるため、期日前投票所等におけるバリアフリー情報について広く周知します。



② 住環境の整備推進

現状と課題

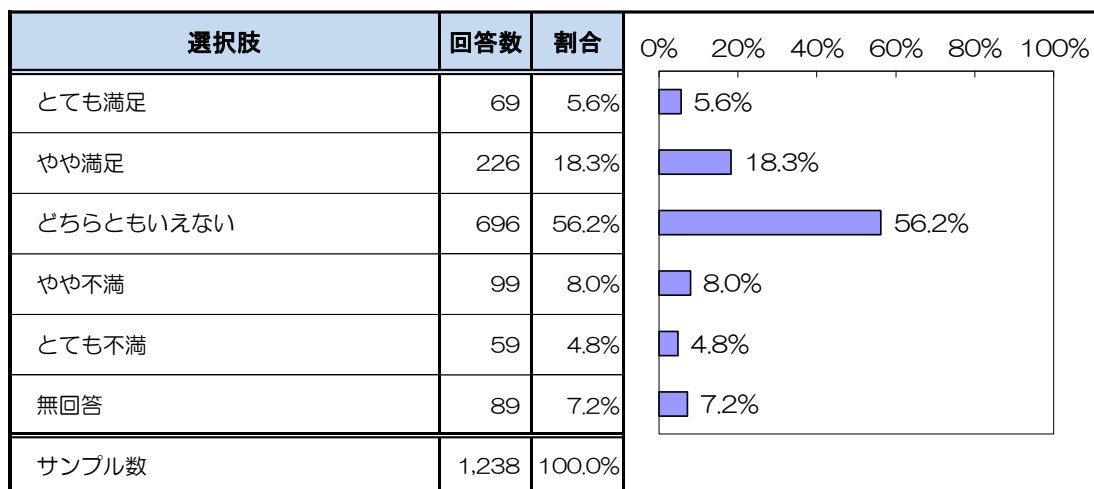
障がい者が地域で安全で安心して暮らしていくためには、障がい者が暮らしやすい住環境が整備されていることが必要です。

また、グループホームの整備等も含む住環境が整備されていることは、障がい者の地域生活の維持、地域移行の受け皿となる観点において重要です。

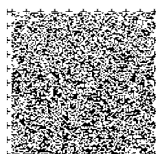
本市では、住宅改修に対する助成の実施や、障がい者に配慮した公営住宅・グループホームの整備等を推進しており、障がい者調査では、宮崎市障がい者計画（第3期）に定めた12の施策への満足度について、「生活環境の整備」に対する満足度が2番目に高くなっています。

今後も、これまで推進してきた取組みを継続するとともに、助成制度等の周知を図ることが求められています。

■ アンケート調査結果【「生活環境の整備」への満足度】（障がい者調査）

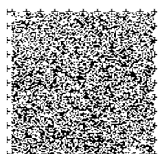


「とても満足」もしくは「やや満足」と回答した人の割合（23.8%）は、「やや不満」もしくは「とても不満」と回答した人の割合（12.8%）を上回っています。



今後の主な取組み

- セーフティネット住宅への登録を働きかけるとともに、住まいに関する制度の周知や制度の利用を促進するための情報提供体制の整備を図り、障がい者の一般住宅への入居の円滑化を推進します。
- 公営住宅において、障がい者向けの住居を確保するとともに、建替え時はすべての人が暮らしやすいよう配慮した設計による住宅の整備に努めます。
- 在宅の重度障がい児者を対象に、住宅改修費の助成を行います。
- 単身での生活に不安があり、一定の支援が必要な障がい者の住まいの場であるグループホームや福祉ホームの運営を支援します。
- 障がい者の地域移行を支援するため、日中サービス支援型のグループホームを積極的に整備し、適切な評価により質の向上を図ります。
- 障がい者の住居確保に関しては、自立支援協議会と連携し、不動産業者等の理解や協力が進む取組みを推進します。



③ 防犯対策・交通安全対策の推進

現状と課題

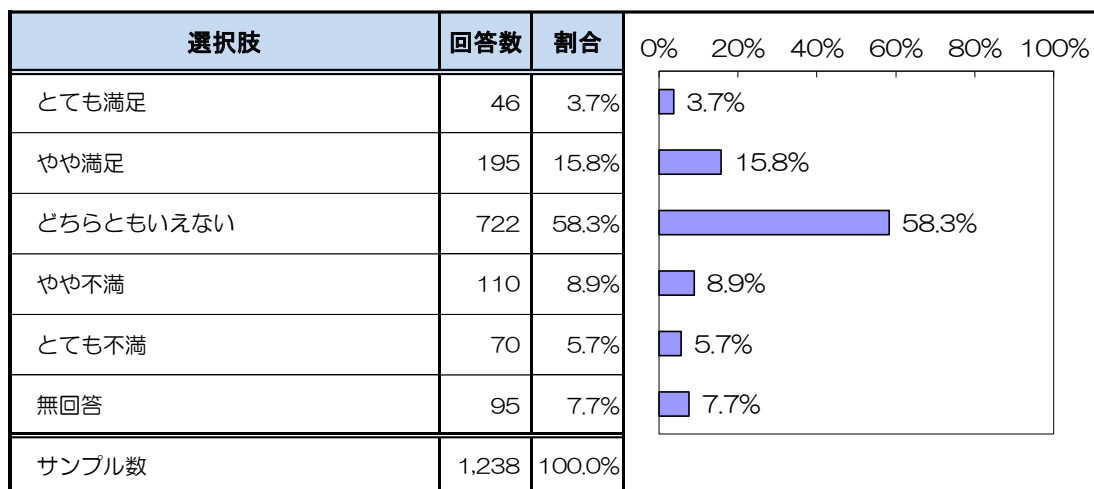
悪質な犯罪や交通事故を防止することは、障がい者のみならず、すべての市民が安心して暮らせるまちづくりを推進するために、欠かせないものです。

防犯対策については、防犯パトロール団体の結成促進や活動推進等により、各地域での防犯体制の強化を図るとともに、振り込め詐欺や悪質な訪問販売等の障がい者が巻き込まれやすい犯罪について、障がい者に向けた情報発信を行っています。

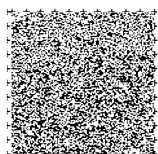
交通安全対策については、障がい者等に対する交通安全教育を推進しています。

今後も、啓発活動等を通じて、安全に安心して暮らせるまちづくりを推進していくことが求められています。

■ アンケート調査結果【「防犯・防災の充実」への満足度】（障がい者調査）

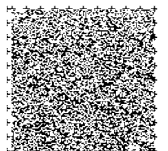


「とても満足」もしくは「やや満足」と回答した人の割合（19.5%）は、「やや不満」もしくは「とても不満」と回答した人の割合（14.5%）を上回っています。



今後の主な取組み

- 市民が安全に安心して生活できる地域社会の実現を図るため、警察・関係機関・地域団体と連携し、防犯に関する啓発活動を行います。
- 障がい者等が関与した交通事故を防止するため、交通弱者交通安全教室事業を実施し、交通安全教育を推進します。
- 障がい者に対し、消費者トラブルに関する情報の周知及び相談体制の充実を図ります。



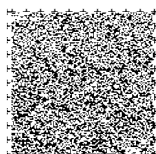
2 福祉サービスの充実

支援を必要とする人が適切な支援を受けることができるよう、宮崎市障がい福祉計画・宮崎市障がい児福祉計画を策定し、障がい福祉サービス、相談支援、障がい児通所等の支援及び地域生活支援事業等の提供体制の総合的かつ計画的な確保に努めます。

◆ 成果指標

成果指標	現状 (R 3年度)	中間目標 (R 7年度)	最終目標 (R 11年度)
短期入所等における重症心身障がい・医療的ケア児者の受け入れ人数	5,382 人	6,360 人	7,200 人

※重症心身障がい・医療的ケア児者が、市内における各施設（短期入所、日中一時支援、生活介護、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス）を利用した延べ人数による



① 相談支援体制の充実

現状と課題

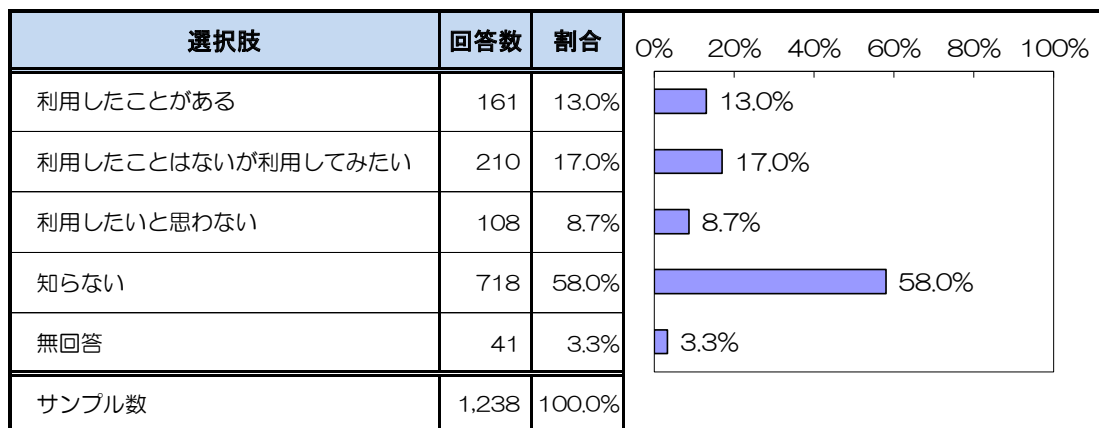
障がい者は、身体的不安や経済的不安、将来に関する不安など、様々な不安を抱えながら生活しています。

障がい者が地域で孤立せず、安心して自立した生活を送るためには、日常生活に関わるさまざまな困りごとを気軽に相談できる場をつくり、必要な支援につなげることが重要であり、地域全体における相談機能を充実させる必要があります。

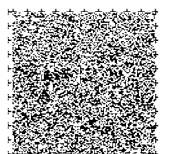
本市では、宮崎市障がい者基幹相談支援センターを中心とする相談支援体制の構築に努めており、障がい者調査では、宮崎市障がい者基幹相談支援センター利用者の約7割が利用して役に立ったと回答しています。

その一方、全体の約6割が「宮崎市障がい者基幹相談支援センターを知らない」と回答していることから、今後の周知が課題であるとともに、現在不足している相談支援専門員の確保にも取り組んでいく必要があります。

■ アンケート調査結果【宮崎市障がい者基幹相談支援センターの認知度】
(障がい者調査)

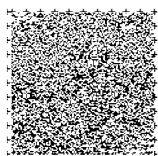


宮崎市障がい者基幹相談支援センターを知らない人が6割近くに達しています。



今後の主な取組み

- 地域における相談支援の中核的な役割を担う「宮崎市障がい者基幹相談支援センター」を設置します。
- 基幹相談支援センターによる相談支援事業所等への助言や研修会等を通して、専門性の高い相談員の確保や育成を図り、相談支援体制を強化します。
- 視覚障がい者及び聴覚障がい者の生活上の諸問題や悩みを解消するため、関係団体との連携により、相談体制を整えます。
- 精神障がい者の相談支援機能の強化を図るため、地域活動支援センターⅠ型を設置し、ピアサポーターと協働した相談支援を行います。
- 県や当事者団体と連携を図り、障がい種別にかかわらず当事者や経験者が共に支え合うピアサポーターによる活動を推進します。【再掲】
- 障がい特性や専門性の高い相談に適切に対応するため、「宮崎県身体障害者相談センター」や「宮崎県発達障害者支援センター」等との連携を図ります。
- 地域で活動する民生委員・児童委員等の資質向上を図るため、各種研修や講習会への参加を促進します。
- 障がい福祉サービス等の利用者の増加に対応するため、相談支援事業所及び相談支援専門員が増加するための取組みを推進します。【再掲】
- 「宮崎市自立支援協議会相談支援部会」と連携し、相談支援体制を充実させるにあたっての課題解決に向けての取組みを行います。



② 障がい福祉サービス等の充実

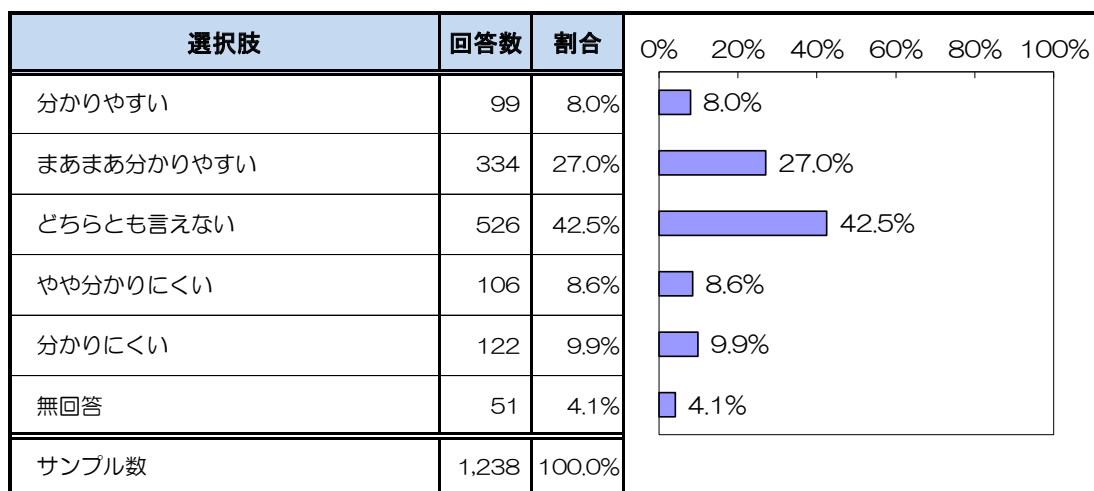
現状と課題

本市では、障がい福祉サービス等に係る提供体制の量的・質的確保に向けた取組み等について定めた「宮崎市障がい福祉計画・宮崎市障がい児福祉計画」を3年周期で策定し、計画に基づいた取組みを推進していますが、本市においては、障がい者の高齢化やニーズの多様化・複雑化が進むことで、介護保険制度への円滑な移行やサービスの質の向上が課題となっています。

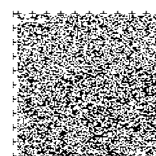
また、関係団体調査では、サービス提供事業者からの意見として、「利用者が適切なサービスを選択し、適切な利用を行うことができるようにするための周知啓発」や「人材の確保・育成」、「他分野・他機関との連携」等を求める意見が寄せられています。

障がい者や家庭の状況等に応じたニーズを把握するとともに、自己選択と自己決定の尊重のもと、個々の状況に対応したサービスの提供体制の確保に努める必要があります。

■ アンケート調査結果【サービスや事業に関する情報伝達の分かりやすさ】
(障がい者調査)

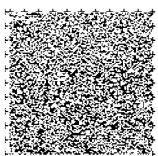


「やや分かりにくい」もしくは「分かりにくい」と回答した人の割合は、18.4%となっています。



今後の主な取組み

- 障がい者の特性に応じて、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、「宮崎市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」を踏まえ、障がい福祉サービス等を提供します。
- 障がい福祉サービス等の提供にあたっては、障がい者の自己決定を尊重しながら、本人の状況の把握を適切に行ったうえで、宮崎市介護給付費等支給決定基準に基づき、適正な支給決定に努めます。
- 介護保険制度への移行に際しては、円滑な移行が図れるよう関係機関との連携に努めます。
- サービスの提供にあたり、発達障がいや高次脳機能障がい、強度行動障がい、難病患者等に対して、障がいの種別や特性に応じた適切な支援がなされるよう、障がい者施設等の意識向上に努めます。
- 障がい者の家族支援については、ヤングケアラーとされる子ども等の負担軽減を図る観点も含め、関係機関と連携して必要な支援につなげます。
- 障がい福祉サービス等が適正に実施されるよう、各種研修に加え、集団指導や実地指導などを通して、制度の周知及びサービスの質の向上を図ります。
- サービス提供の場の拡充については、「宮崎市障がい福祉関連事業所等施設整備方針」に基づき、計画的な施設整備に努めます。



③ 生活支援サービスの充実

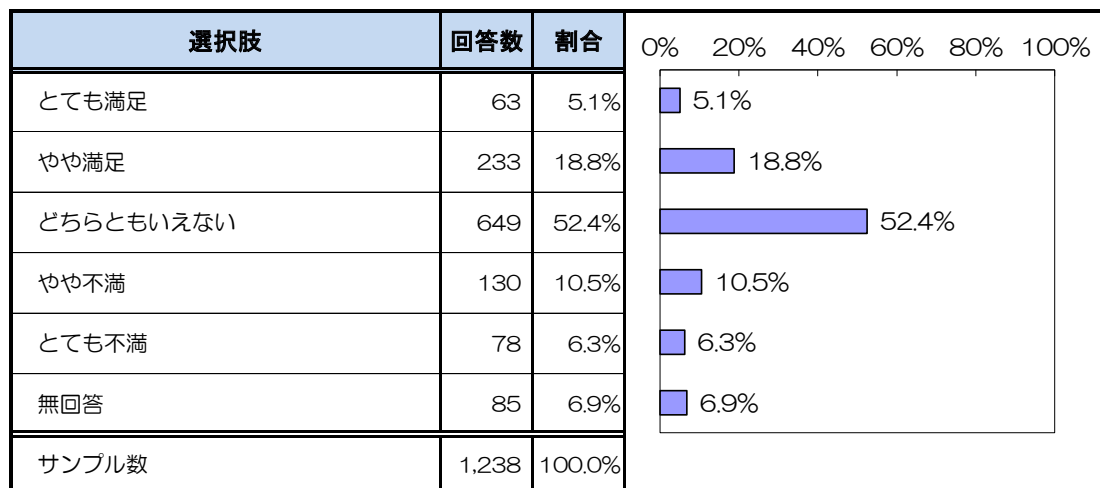
現状と課題

本市では、国の制度として提供されている障がい福祉サービス等以外にも、地域生活支援事業、各種助成制度による経済的支援など、障がい者とその家族の生活を支える各種生活支援サービスを実施しています。

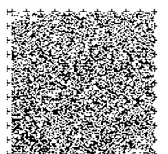
障がい者調査では、宮崎市障がい者計画（第3期）に定めた12の施策への満足度について、「生活支援の充実」に対する満足度が3番目に高くなっています。

今後も、障がい者とその家族からのニーズも踏まえながら、本市の実情を踏まえた生活支援サービスの提供に努める必要があります。

■ アンケート調査結果【「生活支援の充実」への満足度】（障がい者調査）

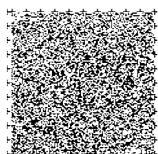


「とても満足」もしくは「やや満足」と回答した人の割合（23.9%）は、「やや不満」もしくは「とても不満」と回答した人の割合（16.8%）を上回っています。



今後の主な取組み

- 地域生活支援事業について、地域の特性や利用者の状況に応じ、計画的に取り組めます。
- 障がい者及び難病患者等の日常生活における利便性の向上を図るため、生活用具の給付を行うほか、補装具の購入や修理に要する費用を支給します。
- 重度障がい者の精神的、経済的な負担の軽減を図るため、日常生活において常時特別の介護を必要とする重度障がい者の福祉に関する手当を支給します。
- 障がい者の経済的な安定や負担軽減を図るため、各種助成制度や割引制度の広報・周知に努めます。
- 各種福祉制度による公的な助成サービスの対象外となる市民に対して、リサイクルによる福祉機器の提供を支援します。
- 「宮崎市自立支援協議会暮らし支援部会」と連携し、障がい者が地域で暮らしていく中での課題解決に向けた取組みを行います。



④ 重度障がい及び医療的ケア児者への支援強化

現状と課題

障がい者は、それぞれ異なる障がい特性を持ち、個々のニーズ・生活状況等を踏まえた適切な支援を提供できる体制を確保する必要があります。

特に、重度障がい者や医療的ケアが必要な人に対しては、より専門的な支援が必要であり、令和3年9月には、「医療的ケア児支援法」が施行されるなど、法整備も進んできています。

本市では、「宮崎市医療的ケア児等支援連絡協議会」の設置を行うなど、重度障がい者や医療的ケアが必要な人に対する支援体制の強化を図ってきましたが、関係団体調査において、「重度障がい者や医療的ケアのある人の通所や入所に係る受け入れ先の確保、家族の負担軽減」等を求める意見が寄せられるなど、更なる支援の充実が必要です。

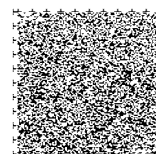
重度障がい者や医療的ケアが必要な人が、適切な支援を受けることができるよう、令和4年7月に設置された宮崎県医療的ケア児支援センター等の関係機関と連携した取組みの強化が求められています。

■ アンケート調査結果【本市の課題、市全体で取り組むべきこと】
(関係団体調査)

- ・ 重度心身障がい児者を専門にする相談支援事業所の確保、支援員の育成を推進してほしい。
- ・ 重度訪問介護を受けてくれる事業所を増やしてほしい。
- ・ 親亡き後を見据え、重度心身障がい児者が安心して利用できる共同生活援助（グループホーム）等を確保してほしい。
- ・ 医療的ケア児が重度化する中、学校卒業後に希望する事業所に通えるのか不安である。
- ・ 療育センターの短期入所が難しく、受け入れ先が少ない。
- ・ 重度の医療的ケア児者の通所や入所の受け入れ先を確保してほしい。
- ・ 保護者、特に母親に対する支援の幅を拡充してほしい。

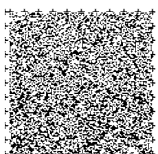
※重度障がい及び医療的ケア児者への支援に関する意見を抜粋

重度障がい者や医療的ケアが必要な人に対するサービス提供体制の構築を求める声が多く寄せられています。



今後の主な取組み

- 医療的ケア児が、その心身の状況に応じて医療、保健、福祉、教育等の支援を適切に受けられるよう、関係機関の連携を図るためのコーディネーターを配置します。
- 宮崎市医療的ケア児等コーディネーターを中心に関係機関と連携しながら必要な支援を把握し、「宮崎市医療的ケア児等支援連絡協議会」において情報共有等を行うことで、課題の解決につなげます。
- 宮崎県医療的ケア児支援センター、医療的ケア児等コーディネーター、相談支援専門員、関係機関が連携し、医療的ケア児やその家族に切れ目なく支援が行えるよう取り組みます。
- 在宅で生活する医療的ケア児の健やかな成長と、介護者の負担軽減のため、日中一時支援、短期入所等が円滑に利用できる体制の整備を推進し、レスパイトを図ります。
- 医療的ケア児が、小中学校において適切な医療的ケアを受けられるよう、学校に看護師を派遣するとともに、市立保育所において、医療的ケア児の受入れを行います。
- 重度障がい者等の就労や修学を充実させるため、企業・学校との連携のもと、通勤時や職場等における介助等の支援を行います。
- 在宅の重度障がい児者を対象に住宅改修費の助成を行います。【再掲】
- 事業所での受け入れが更に進むよう、適正な給付費の水準についての検証及び必要な見直し等を行います。
- 「宮崎市自立支援協議会医療的ケア支援部会」と連携し、医療的ケア児者への支援を進めるにあたっての課題解決に向けた取り組みを行います。



3 医療体制の充実

各種検診や健康相談支援等に係る実施体制の充実等を推進することで、障がいの原因となる疾病の予防、早期発見、治療を推進します。

また、医療機関との連携を図り、医療・リハビリテーション体制を強化していきます。

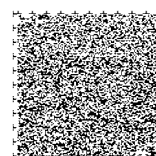
◆ 成果指標

成果指標	現状 (R 3年度)	中間目標 (R 7年度)	最終目標 (R 11年度)
3歳6か月児健康診査受診率	95.7%	98%	98%

※市内における「3歳6か月児健康診査受診者数 / 3歳6か月児数」による

成果指標	現状 (R 3年度)	中間目標 (R 7年度)	最終目標 (R 11年度)
宮崎市総合発達支援センター（診療部）利用者数	22,800 人	22,900 人	23,000 人

※宮崎市総合発達支援センターにおける診療部を利用した人数による



① 障がいの原因となる疾病の予防、早期発見、治療の推進

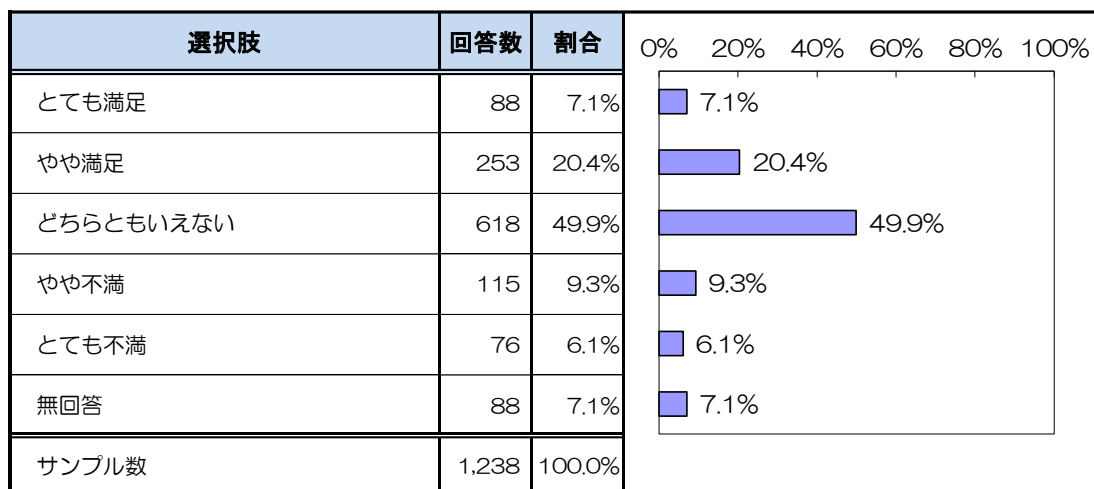
現状と課題

出生前や出生時、事故、病気といったさまざまな原因によって生じる障がいについては、診療やリハビリテーション等の適切な支援をより早期に受けることで、予防や重度化防止につながる場合があります。

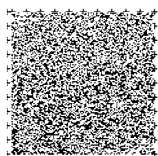
本市では、市民全体の生活習慣病予防や健康づくりを支援するとともに、妊婦健康診査、乳幼児健康診査の受診促進や相談支援体制の確保等により、乳幼児に対する疾病の早期発見・早期支援に努めてきました。

障がい者調査では、宮崎市障がい者計画（第3期）に定めた12の施策への満足度について、「医療体制の充実」に対する満足度が最も高くなっていますが、本市では、障がい児の数が増加を続けていることから、乳幼児の障がいに対する疾病予防、早期発見、治療が特に求められています。

■ アンケート調査結果【「医療体制の充実」への満足度】（障がい者調査）

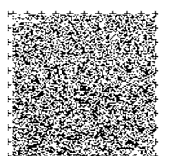


「とても満足」もしくは「やや満足」と回答した人の割合（27.5%）は、「やや不満」もしくは「とても不満」と回答した人の割合（15.4%）を上回っています。



今後の主な取組み

- 健康教室等の開催や各種健（検）診等の受診勧奨等を通じて、市民の生活習慣病予防や運動機能の維持・向上等の健康づくりを支援します。
- 精神疾患等に関する相談窓口及び医療機関等一覧を作成し、市民や相談機関に配布します。
- 早期の診断につながりにくい発達障がいや高次脳機能障がい等について、障がいの早期発見及び治療等に対応した相談窓口及び医療機関等の情報提供に努めます。
- 疾病等の早期発見・早期支援につながるよう、妊婦健康診査、乳幼児健康診査、訪問指導等の受診促進を図ります。
- 巡回支援専門員整備事業や障がい児等療育支援事業により、発達が気になる段階からの相談や、支援に関わる保育園等への助言を行います。
- 精神疾患等に関する適切な医療を受けることができるよう、かかりつけ医と精神科医の連携システムの構築や、医療従事者向けの研修会の開催等を推進します。
- 「宮崎市総合発達支援センター」を運営し、発達が気になる子どもが早期に適切な支援に結びつくために、早期の診断や保護者の受容につながる支援体制の充実に取り組みます。
- アルコールや薬物等の依存症関連問題の改善に取り組む民間団体に対し、普及啓発や情報提供、相談活動を支援します。



② 医療・リハビリテーション体制の充実

現状と課題

障がい者の障がいの重度化を防止し、可能な限り自立した生活を維持していくためには、適切な医療・リハビリテーションを受けることが必要です。

本市では、必要とされる適切な医療を継続して受診できるよう、各種医療給付・助成事業等を実施しているほか、療養介護や機能訓練等の福祉サービスの提供を行っています。

一方で、関係団体調査では、障がい種別に応じた医療やリハビリテーションの体制は十分ではない、という意見が寄せられているほか、障がい者調査では、医療機関受診にあたっての困りごととして、「医療機関への移動手段」「医療機関での意思疎通」等に対する意見が多く寄せられているなど、課題もあります。

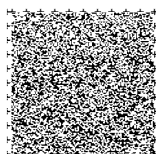
障がい者が適切な医療・リハビリテーションを受けることができるよう、障がい者のニーズ等も踏まえた医療・リハビリテーション体制の充実が求められています。

■ アンケート調査結果【医療機関受診にあたっての困りごと】(障がい者調査)

内容	回答件数
・ 医療機関への移動手段について	59 件
・ 医療機関での意思疎通について	38 件
・ 受診等にかかる時間について	29 件
・ 受診及び待ち時間における障がいの特性による困りごと	27 件
・ 障がいへの理解・配慮について	26 件

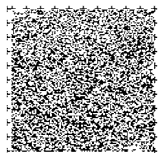
※自由回答方式で回答された内容を分類した結果について、上位5項目を示す

「医療機関への移動手段について」「医療機関での意思疎通について」等に関する意見が多く寄せられています。



今後の主な取組み

- 医療給付・助成事業を実施し、重度の障がい者や特定の障がい・疾病のある人の医療費負担の軽減を図ります。
- 障がい者の特性等に適切に対応した医療・リハビリテーションを提供するため、保健・医療・福祉が連携した支援体制づくりを推進します。
- 地域生活を営む上で、身体能力・生活能力の維持・向上等が必要な方に対し、自立に向けた訓練を提供します。
- 腎臓機能障がい者に対し、人工透析のための定期的な通院費の負担軽減を図ります。
- 宮崎歯科福祉センターと連携し、障がい者の口腔ケアに取り組みます。



4 災害対策等の推進

近年、自然災害が全国的に激甚化・頻発化し、災害への被災リスクが全体的に高まっていることを踏まえ、災害時の犠牲を最小限に抑えることができるよう、地域における避難支援体制の構築を推進します。

また、障がい者は新型コロナウイルス感染症における重症化リスクが高いとされていることや、サービス提供事業者に関連する感染者の発生等は、サービスの提供体制に大きく影響を与えることを踏まえ、感染症対策を推進します。

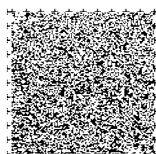
◆ 成果指標

成果指標	現状 (R 3年度)	中間目標 (R 7年度)	最終目標 (R 11年度)
避難行動要支援者名簿情報提供同意者数	8,927 人	10,000 人	11,000 人

※避難行動要支援者名簿情報について、平常時から避難支援等関係者へ提供することに同意する者の数による

成果指標	現状 (R 3年度)	中間目標 (R 7年度)	最終目標 (R 11年度)
優先度の高い避難行動要支援者における個別避難計画作成率	—	85%	100%

※宮崎市地域防災計画に定める優先度の高い避難行動要支援者のうち、個別避難計画が作成された割合による



① 防災対策の推進

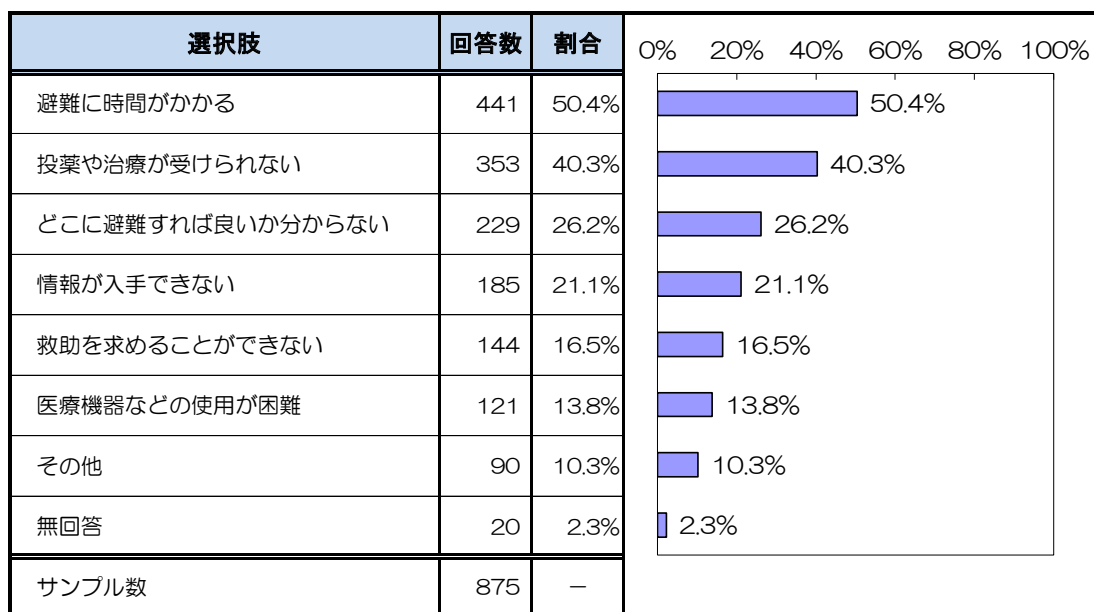
現状と課題

近年、大きな被害をもたらす自然災害が全国的に多発しており、被害を最小限に抑えるための防災対策が求められています。

本市では、避難行動要支援者名簿を活用した地域での避難支援体制の構築に努めてきましたが、障がい者調査では、約7割が「災害等緊急時への不安がある」と回答するとともに、その半数が「避難に時間がかかること」を困りごととして挙げています。

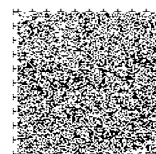
今後は、避難行動要支援者に対して、福祉専門職等と連携した個別避難計画の作成や、福祉専門職等と地域との協力体制の構築など、さらに実効性の高い避難支援体制を整えていくとともに、併せて、サービス提供事業者の防災対策の推進を図っていくことが求められています。

■ アンケート調査結果【災害等緊急時への不安があると感じている人の具体的な困りごと】（障がい者調査）



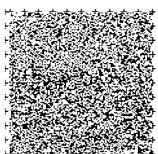
※複数選択可

避難に関することとして、「避難に時間がかかる」「どこに避難すれば良いかわからない」といった回答が多く寄せられています。



今後の主な取組み

- 要配慮者本人と支援者がとるべき行動を記載した「要配慮者防災行動マニュアル」の周知を図り、要配慮者の防災についての啓発に努めます。
- 災害の発生に備え、地域の避難支援等関係者と、避難行動要支援者名簿情報の共有を図ります。
- 個別避難計画について、避難行動要支援者の状況に応じて福祉専門職との連携を図り、より実効性の高い個別避難計画の作成に努めます。
- 作成された個別避難計画をより実効性の高いものとするため、関係各課の役割を明確にするとともに、地域の実情に応じた避難支援等関係者などによる避難支援体制構築の取組みに対して支援を行います。
- 障がい者施設での安全で確実な避難のために、自治会や地元の自主防災組織、近隣のボランティアの協力等、関係機関との連携強化を促します。
- 障がい者施設に対し、災害や感染症の発生に備えた事業継続計画（BCP）の早期策定を促します。
- 災害に強い障がい者施設を推進するため、施設の耐震化及び災害時の備えを支援します。



② 災害対策の強化

現状と課題

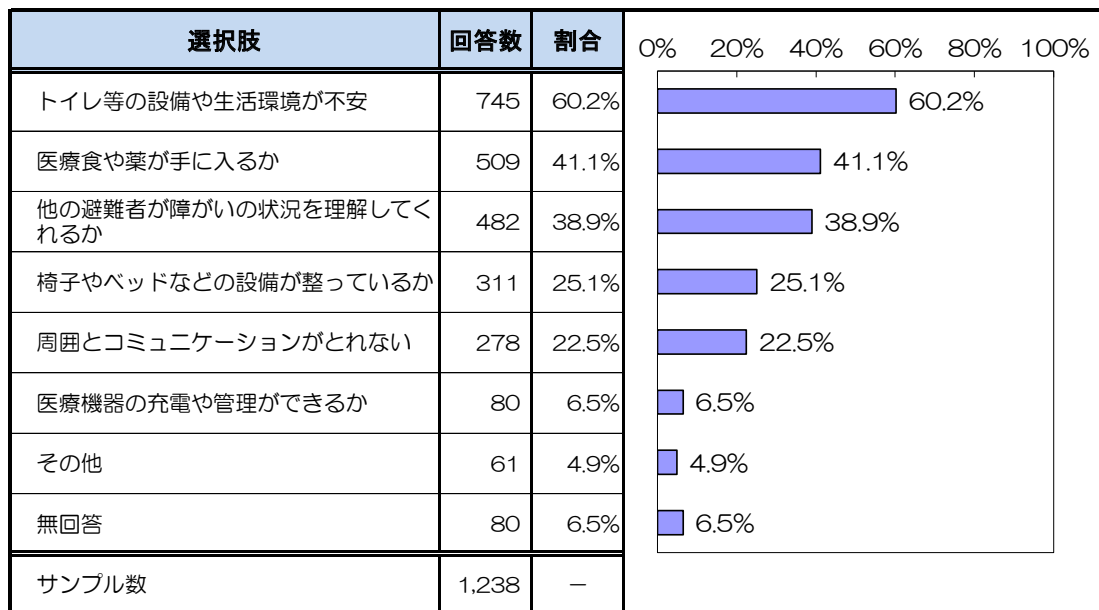
本市では、災害発生時の避難後に関する対策として、福祉避難所等の障がい者に配慮した避難所の確保を推進してきました。

また、宮崎市自立支援協議会において、災害に対する研修会を開催したことなどにより、市民の防災意識は高まっています。

一方で、障がい者調査では、指定避難所を利用した経験を有している人は、1割弱にとどまっていますが、避難所生活について、「設備や生活環境」「医療食や薬の入手」「他の避難者の障がいへの理解」等への不安を抱えている人が多くなっています。

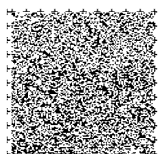
大規模災害が発生した場合でも、障がい者が安全に安心して避難等ができる体制の整備は喫緊の課題であることから、災害対策の充実を積極的に図る必要があります。

■ アンケート調査結果【避難所での生活の不安】（障がい者調査）



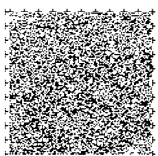
※複数選択可

「トイレ等の設備や生活環境が不安」と回答した人の割合が6割に達しており、「医療食や薬が手に入るか」「他の避難者が障がいの状況を理解してくれるか」といった回答も多く寄せられています。



今後の主な取組み

- 災害時要配慮者に配慮した避難所や備蓄品の整備を図り、障がい者の安全を確保します。
- 指定福祉避難所や、協定による福祉避難所の拡充を図るとともに、役割分担や開設の在り方等を整理し、実効性を高めます。
- 避難所における要配慮者への支援が適切に行えるよう、避難所運営に携わる職員等に対し、研修を行います。
- 宮崎市自立支援協議会等と連携した災害に関する研修等を通して、障がい者にも優しいまちづくりや災害対策を積極的に進めます。
- 災害時において、特に支援が必要とされる障がい者とボランティアがマッチングされるよう、「災害ボランティアセンター本部」と関係団体等の連携の調整を図ります。
- 人工呼吸器等を使用している障がい者に対し、災害時の電源確保のために必要な備えを支援します。



③ 感染症対策の強化

現状と課題

重症化リスクが高いとされている障がい者にとって、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は大きな問題であり、障がい者調査においても、様々な影響を受けたとの回答が寄せられています。

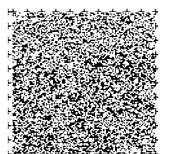
本市では、感染症による重症化リスクの高い障がい者等に対して、予防接種の優先的な接種や、接種体制の構築を行ってきました。

また、障がい者施設に対し、国や県の制度等を活用しながら、感染症対策に取り組んできました。

今後も、災害級の感染症が発生した場合には、障がい者やサービス提供事業者における感染症対策について、速やかに継続して取り組むことが求められています。

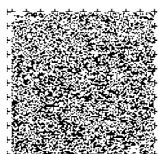
■ アンケート調査結果【日中の過ごし方で困っていること】（障がい者調査）

新型コロナウイルス感染症によって、外出する機会や他の人と接触する機会の制限を余儀なくされ、生活に影響が出ています。



今後の主な取組み

- 感染症による重症化リスクの高い障がい者等に対する優先的な予防接種など、感染症に応じた対策を図ります。
- 障がい者施設が、緊急事態宣言などの制限下においても、感染防止対策等の徹底を前提としたサービスが継続できるよう、必要な支援を行います。
- 障がい者施設に対し、災害や感染症の発生に備えた事業継続計画（BCP）の早期策定を促します。【再掲】
- 窓口での混雑・密集を回避するため、デジタル技術を活用し、滞在時間の短縮を図ります。



基本目標3 社会参加できるまちづくり

1 外出支援・情報コミュニケーションの促進

障がい者の地域生活の維持や積極的な社会参加の促進において、外出支援や情報コミュニケーションを促進していくことが大変重要です。

障がい者のニーズ等を踏まえた外出支援の充実を図るとともに、障がい者がその特性に応じて、必要な情報を得たり、コミュニケーションをとったりすることができる環境づくりを推進します。

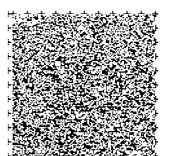
◆ 成果指標

成果指標	現状 (R 3年度)	中間目標 (R 7年度)	最終目標 (R11 年度)
外出時に特に困りごとを感じていない障がい者の割合	37.6%	50%	65%

※市内在住の障がい者手帳所持者に対するアンケート調査結果による

成果指標	現状 (R 3年度)	中間目標 (R 7年度)	最終目標 (R11 年度)
障がい者施策に関する情報が行き届いていると感じている障がい者の割合	25.5%	40%	60%

※市内在住の障がい者手帳所持者に対するアンケート調査結果による



① 外出支援の充実

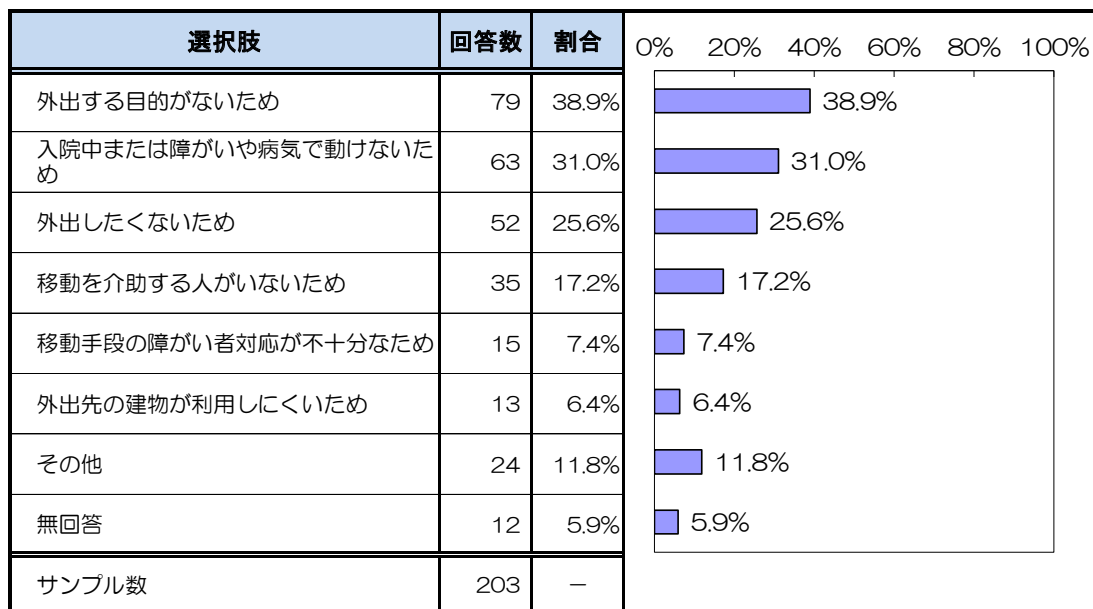
現状と課題

本市では、公共交通事業者や宮崎市社会福祉協議会等の関係機関との連携を図りながら、障がい者の公共交通機関の利便性向上や移送サービスの実施等の外出支援に努めてきました。

しかし、障がい者調査では、ほとんど外出しない人が 16.4%に達するとともに、外出していない理由として、「入院中又は障がいや病気で動けないため」「移動を介助する人がいないため」とする回答などが多く寄せられています。

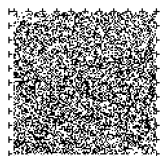
外出を支援する体制を強化していくとともに、移送サービス等の周知を図っていくことで、障がい者の外出を促していく必要があると考えられます。

■ アンケート調査結果【外出しない理由】（障がい者調査）



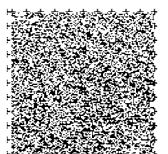
回答対象者は「ふだんほとんど外出しない」と回答した人

「外出する目的がないため」への回答割合が最も高くなっていますが、「入院中又は障がいや病気で動けないため」「移動を介助する人がいないため」への回答も多く寄せられています。



今後の主な取組み

- 障がい者が安全に公共交通機関を利用できるよう、障がい当事者の意見を聞きながら、関係機関と連携し利便性の向上等の環境整備に取り組みます。
- 外出に支援が必要な障がい者の社会参加をより円滑にするために、同行援護や外出介護等のサービスの利用を推進します。
- 社会福祉協議会と連携し、一般的な交通手段の利用が困難な重度身体障がい者に対する、移送サービスや福祉バスの運行を行います。
- 社会福祉法人やNPO法人等が実施する福祉有償運送の運営協議会を設置し、単独での公共交通機関の利用が困難な障がい者等の移送を支援します。
- 重度の障がい者の日常生活の利便と社会活動の範囲の拡大のため、タクシー料金やガソリン料金の費用負担を軽減します。
- 身体障がい者の社会参加を促進するため、自動車運転免許および自動車改造に係る費用の負担を軽減します。
- 県に登録された「おもいやり駐車場」の利用証を交付し、歩行が困難と認められる方の駐車場の利便性の向上を図ります。
- 市が所管する施設や民間施設等におけるバリアフリーに関する情報を発信します。【再掲】



② 情報保障・コミュニケーション支援の強化

現状と課題

障がい者が地域で生活していくためには、日常生活を営む上で必要なさまざまな情報を適切に入手できる仕組みが必要です。

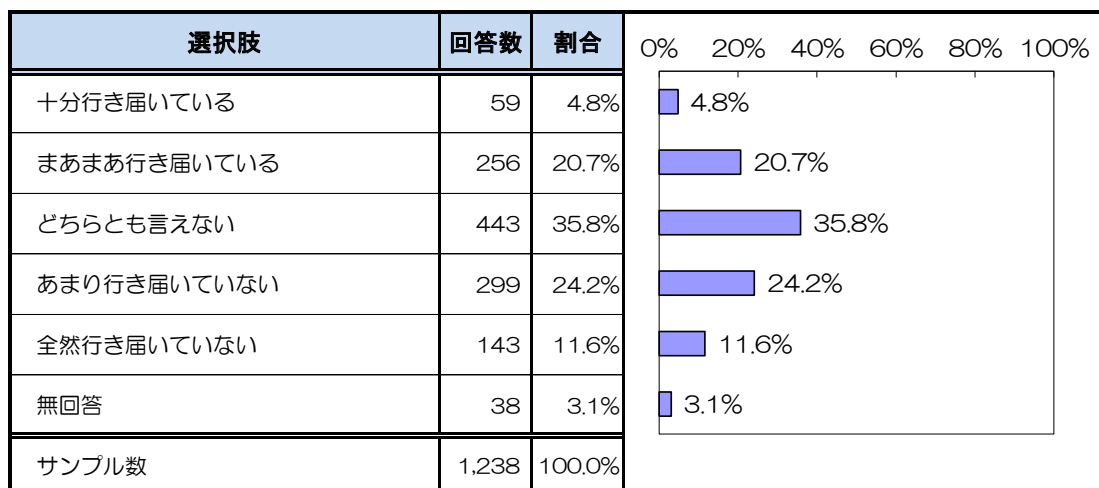
本市では、広報紙やホームページ等において、障がい者の特性に配慮した情報発信、障がい者福祉に関する情報をまとめた「障がい者福祉ガイドブック」の年に1回の発行等を通して、障がい者に対するより分かりやすい情報発信に努めているほか、手話通訳者や要約筆記者の派遣・設置等、障がい者のコミュニケーション支援を推進してきました。

そのような中、平成31年4月に「心つなぐ条例」を施行し、手話を含むその他の障がい特性に応じたコミュニケーション手段に関する環境づくりを推進しています。

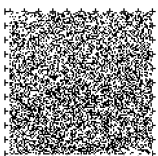
しかし、障がい者調査では、「市が発信するサービスや事業の情報は比較的分かりやすい」との結果が示されている一方、「国や県、市が行う障がい者施策の情報」は十分には行き届いていないとの結果も示されています。

今後も、障がい者の特性・ニーズを踏まえた情報発信に努めるとともに、コミュニケーション支援の強化を図っていくことが求められています。

■ アンケート調査結果【障がい者施策の情報周知】（障がい者調査）

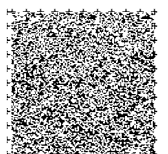


「十分行き届いている」もしくは「まあまあ行き届いている」と回答した人の割合（25.4%）を「あまり行き届いていない」もしくは「全然行き届いていない」と回答した人の割合（35.7%）が上回っています。



今後の主な取組み

- 聴覚障がい者や視覚障がい者への情報保障を進めるため、当事者団体等と協力し、情報アクセシビリティの向上を図ります。
- 手話通訳者や要約筆記者等の養成及び派遣を行い、聴覚障がい者の意思疎通を支援します。
- 聴覚障がい者や視覚障がい者に対し、情報収集・情報伝達、意思疎通等を支援する日常生活用具を給付します。
- 身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度又は中等度の難聴児に対し、補聴器の購入及び修理費用の負担を軽減します。
- 障がい者が外出先において円滑にコミュニケーションを図ることができるよう、宮崎市自立支援協議会と連携し、コミュニケーションボードの活用を推進します。
- 投票所へのコミュニケーションボードの設置等により、選挙における情報保障を図ります。
- 電話リレーサービスや遠隔手話サービス等の公共サービスや、民間事業者が実施する電話お願い手帳などの取組みについて、周知に努めます。



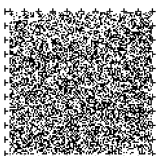
2 就労支援の充実

障がい者の特性に応じた就労支援の充実を図り、障がい者の自立と社会参加を推進します。

◆ 成果指標

成果指標	現状 (R 3年度)	中間目標 (R 7年度)	最終目標 (R 11年度)
就労継続支援B型事業所の平均工賃月額	19,762 円	21,800 円	24,000 円

※市内の就労継続支援B型事業所の平均工賃月額による



① 一般就労の推進

現状と課題

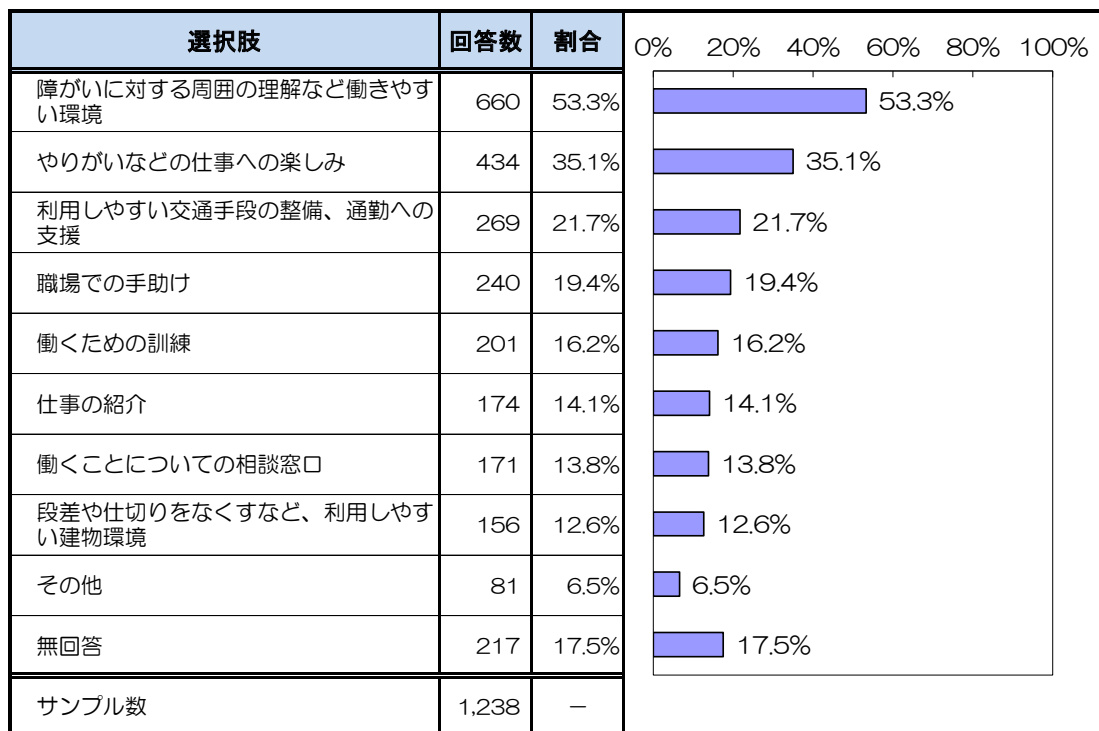
就労は、自立して自分らしい生活を送るための大切な要素であり、本市においても、関係機関と連携しながら、一般就労の推進を図ってきました。

特に、障がい福祉サービスに関しては、障がい福祉計画において、一般就労に関する目標値を設定して取り組んでおり、一定の成果は上がっています。

一方で、障がい者調査では、就職・就労のために必要なこととして、「障がいに対する周囲の理解など働きやすい環境」を求める意見が5割を超えており、事業主や職場などの障がいに対する理解促進が、いかに重要なことかが分かります。

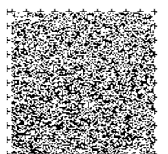
今後も、事業者等に対する支援や制度の周知に加え、障がいへの理解など働きやすい環境の整理を推進することで、障がい者を一般就労につなげ、さらにその後の定着をしっかりと図っていくための取組みが求められています。

■ アンケート調査結果【就職・就労のために必要なこと】（障がい者調査）



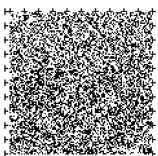
※複数選択可

「障がいに対する周囲の理解など働きやすい環境」「やりがいなどの仕事への楽しみ」「利用しやすい交通手段の整備、通勤への支援」への回答が多く寄せられています。



今後の主な取組み

- 障がい者雇用支援月間等さまざまな機会を通じて、民間企業の障がい者雇用に対する理解の促進に努めるとともに、多様な働き方を含む障がい者の特性に応じた、働きやすい職場づくりを推進します。
- 障がい者の就労の推進にあたり、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携強化を図ります。
- 就労移行支援や就労定着支援事業所等との連携のもと、就職からその後の職場定着までの一貫した支援体制の構築を推進します。
- 視覚障がい者の社会参加を図るため、視覚障がい者の鍼灸マッサージ業の開業等を支援します。
- 「宮崎市自立支援協議会就労支援部会」と連携し、障がい者の就労を進めるにあたっての課題解決に向けての取組みを行います。
- 重度障がい者等の就労や修学を充実させるため、企業・学校との連携のもと、通勤時や職場等における介助等の支援を行います。【再掲】
- 市役所における障がい者雇用率の遵守に努めるとともに、障害者雇用促進法に基づく障がい者活躍推進計画における取組を推進します。



② 福祉的就労の充実

現状と課題

福祉的就労とは、一般就労が障がいにより困難な場合に、障がいの特性に配慮して提供される就労形態で、機能訓練や日中活動の場の提供としての役割のほか、一般就労の前段階の訓練としての役割も果たすものであり、就労支援事業所において実施されています。

本市では、物品等の購入における就労支援事業所の活用や、一般社団法人わくわくネットワークに対する製品開発・販売に係る費用の助成等を行うことにより、就労の場の確保や賃金向上を支援しています。

その結果、就労継続支援B型事業所における平均工賃月額、年々上昇していますが、一方で、障がい者調査によると、自らの障がい特性や能力に合った就労先の確保には課題があることが分かります。

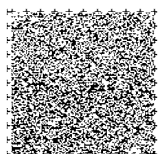
今後も、障がい者の就労の場を確保するため、福祉的就労を継続的に支援するほか、市自らも「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく「宮崎市障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針」を作成し、更なる就労施設からの物品や役務の調達に率先して取り組むことが求められています。

■ アンケート調査結果【就労について】（障がい者調査）

- ・ 仕事と自分の持っている技能とのミスマッチを強く感じる。
- ・ 就労先が同じような内容の仕事しかない。
- ・ もっと自分を評価してもらえるような仕事に就きたいが、相談先がわからない。
- ・ 健常者のように自由に選びたい。
- ・ 障がいを持っている方の働ける場を増やして欲しい。
- ・ 就労を希望しても、受け入れてくれる場所の選択が少なかったり、自分で探さないといけない状況である。

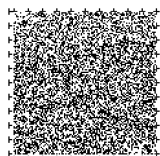
※自由回答方式で回答された複数の調査結果から、福祉的就労に関するものを抜粋

自分が希望する仕事に就きたい、仕事に就くための支援がほしいといった声が多く寄せられています。



今後の主な取組み

- 就労の場の確保や能力向上のため、障がい者施設との連携を図りながら、障がい特性や能力に応じた就労を支援します。
- 「一般社団法人わくわくネットワーク」を通じて、関係機関との情報交換や、製品開発、製品を販売する場の確保、販路拡大のための支援等を行い、障がい者の工賃向上を図ります。
- 「宮崎市障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針」に基づき、就労支援施設等からの物品や役務の調達に努めます。
- 担い手不足や高齢化が進む農業分野において、障がい者が働き手として活躍するため、農福連携を推進します。



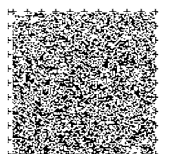
3 教育・療育支援の充実

障がいの有無にかかわらず、子どもたちに自分らしく生きていく力が身につくよう、成長する子どものライフステージに即した、教育・療育における継続的な支援の提供を推進します。

◆ 成果指標

成果指標	現状 (R 3 年度)	中間目標 (R 7 年度)	最終目標 (R11 年度)
授業スタッフ、コーディネーターサポートスタッフ、スクールサポーター、生活・学習アシスタントの数	154 人	160 人	160 人

※市内の市立小学校及び中学校に配置された、授業スタッフ、コーディネーターサポートスタッフ、スクールサポーター、生活・学習アシスタントの数による



① 療育支援体制の充実

現状と課題

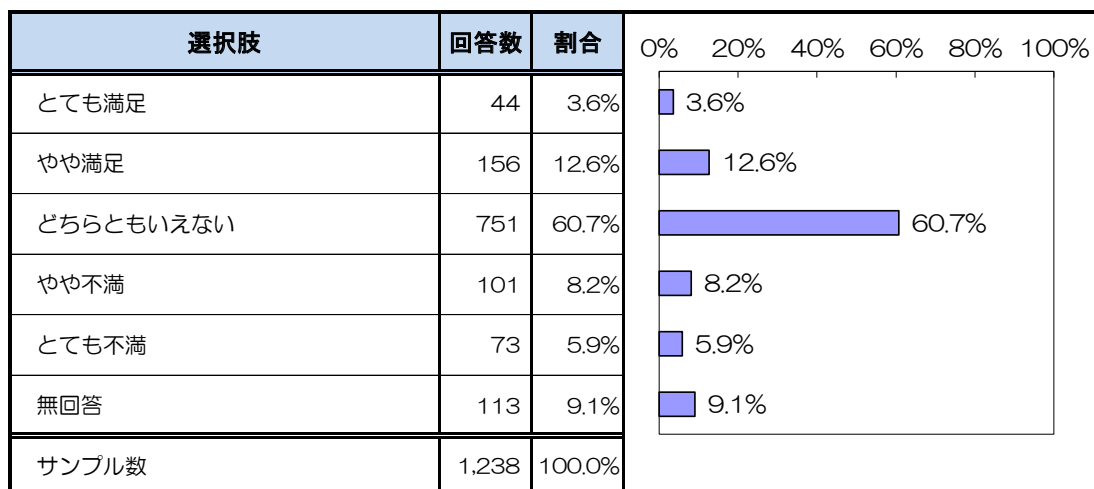
障がい児が、将来自分らしい生活を送る力を身に付けるためには、より早期に障がいを発見し、より早期の療育につなげていくことが重要です。

本市では、保健・医療・福祉・教育の各分野における支援体制の強化とともに、療育支援の拠点となる宮崎市総合発達支援センターを中心とする各分野間の連携体制の強化を図りながら、早期相談・早期支援から早期療育につなげていく体制の充実に努めてきました。

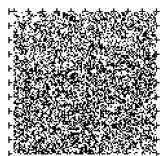
しかし、障がい者調査では、「教育・療育支援の充実」に対する満足度が必ずしも高くない状況にあります。

今後も、早期発見・早期支援・早期療育へとつなぐことができるよう、各分野における機能強化ならびに連携体制の強化を推進することが求められています。

■ アンケート調査結果【「教育・療育支援の充実」への満足度】
(障がい者調査)

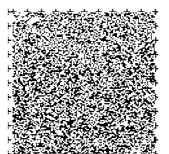


「とても満足」もしくは「やや満足」と回答した人の割合（16.2%）は、「やや不満」もしくは「とても不満」と回答した人の割合（14.1%）と拮抗しています。



今後の主な取組み

- 「宮崎市総合発達支援センター」の機能充実を図りながら、保健・医療・福祉・教育との連携を強化し、早期相談・早期支援並びに療育体制の充実に努めます。
- 専門職（保健師・相談支援専門員・保育士等）による相談指導を実施するため、研修の場を通して専門性の向上に努め、早期相談・早期支援体制の充実に努めます。
- 巡回支援専門員整備事業や障がい児等療育支援事業により、発達が気になる段階からの相談や、支援に関わる保育園等への助言を行います。【再掲】
- 地域における中核的な療育支援施設である児童発達支援センターと連携し、地域全体の療育機能を高めます。
- 療育支援を受ける障がい児が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業所によるサービスの質の向上を図ります。
- 障がいのある児童等に対する保育サービスの充実を図るため、教育・保育施設に対し、必要となる保育士等の人件費に対する助成等の支援を行います。



② インクルーシブ教育システムの推進

現状と課題

インクルーシブ教育システムとは、障がいのある人とない人が共に学ぶ仕組みであり、障がい者が教育制度から排除されないこと、地域において初等中等教育の機会が与えられること、必要な「合理的配慮」が提供されることなどが必要とされています。

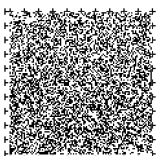
本市では、障がいのある児童・生徒一人ひとりの特性に応じた適切な支援体制の構築等のソフト面の整備、安心して就学することができるよう、学校のバリアフリー化等のハード面の整備を推進しています。

一方、障がい者調査では、「教職員等の障がい理解、指導の質」や「障がい特性を踏まえた教育」に関する要望が挙げられています。

今後は、教職員や支援員等の資質向上に取り組み、児童・生徒一人ひとりの障がい特性に応じた実践的指導力の向上に努める必要があります。

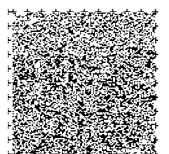
■ アンケート調査結果【通所・通学先等への要望】（障がい者調査）

通所・通学先等に対する要望として、「教職員等の障がい理解、指導の質」「障がい特性を踏まえた教育」への回答が多く寄せられています。



今後の主な取組み

- 特別支援教育に関する教職員の理解をさらに深め、指導力の向上を図るための研修等を実施します。
- 就学相談の充実を図るため、特別支援教育アドバイザーや就学相談員による定期相談・巡回相談の実施を推進します。
- 就学前から高等学校入学までの引継ぎ等の校内支援体制を充実させるために、個別の教育支援計画の活用、引継ぎ等に関する好事例の各学校への発信を推進します。
- 各学校で実践しているつながりを深める取組みや、様々な工夫についての紹介を行い、居住地校交流を促進します。
- 障がい児が安心して就学できるよう、学校施設のバリアフリー化を年次的・計画的に推進します。



③ 家庭・教育・福祉の連携

現状と課題

障がい児への支援にあたっては、行政分野を超えた切れ目ない連携が不可欠です。

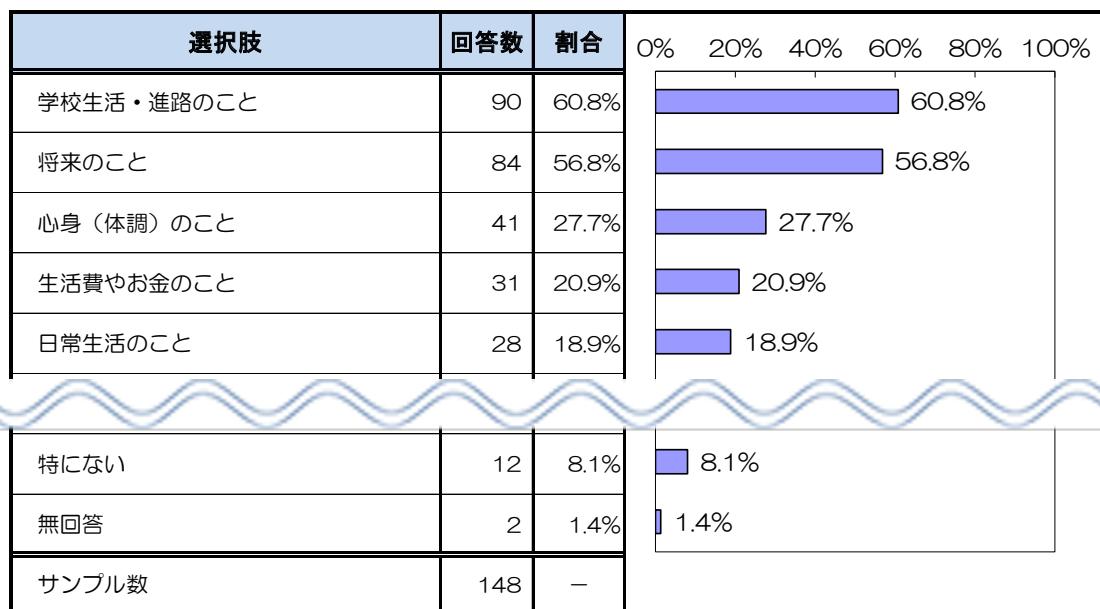
特に教育と福祉の連携が求められており、支援の必要な子どもとその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目なく支援が受けられるよう、家庭と教育と福祉のより一層の連携を推進する必要があります。

そのような中、宮崎市自立支援協議会では、教育と福祉が連携するための課題の整理や対応策の検討を進められているほか、本市では教育委員会において、令和2年度に「特別支援教育連携協議会」を設置するなど、教育と福祉の連携を一層強化するための取組みが本格化しています。

一方、障がい者調査では、17歳以下の障がい者（保護者）の半数以上が、学校生活・進路や将来に対する困りごと・不安ごとを抱えているとの結果が示されています。

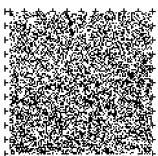
今後は、障がい児とその保護者に対する支援を切れ目なく提供することで障がい児とその保護者が抱える問題や不安の解消につながるよう、家庭と教育と福祉の連携強化を図ることが求められています。

■ アンケート調査結果【困ったり、不安に思っていること】（障がい者調査）



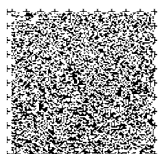
※複数選択可。上位項目のみ掲載。17歳以下の障がい者の回答結果を抽出

困りごと・不安ごととして、「学校生活・進路のこと」「将来のこと」への回答が多く寄せられています。



今後の主な取組み

- 地域における住民と子どもとの交流を通じた、日常の中で見守りが図られる関係づくりを支援します。
- 地域の身近な場所に開設している地域子育て支援センターにおいて、育児に関する相談への対応や地域の子育て関連情報の提供等を行います。
- 障がい児の保護者同士のネットワーク構築に取り組み、保護者同士が情報交換できる環境づくりを推進します。
- 「宮崎市自立支援協議会子ども支援部会」と連携し、子どもの療育や発達の支援にあたっての課題解決に向けての取組みを行います。
- 発達障がいについて、関係機関と連携しながら、進級・進学・就業時においても切れ目なく支援できるよう体制の充実に努めます。
- 障がい児が保健、医療、福祉などの関連分野の支援を受けることができるよう、「宮崎市立小中学校 教育と福祉の連携ガイド」や、チラシ、ハンドブック等を活用し、周知を図ります。
- 医療的ケア児の学びの場の選択肢を増やし、障がいの有無にかかわらず可能な限り、共に教育を受けることができるよう、宮崎市医療的ケア児等コーディネーターが、関係機関の調整に努めます。



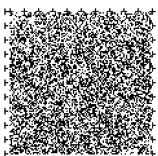
4 スポーツ・文化芸術活動等の促進

障がい者の生活を豊かで実りあるものとするため、スポーツ・文化芸術・余暇活動に親しむことができる環境を整備し、生きがいを支えます。

◆ 成果指標

成果指標	現状 (R 3 年度)	中間目標 (R 7 年度)	最終目標 (R 11 年度)
過去 1 年間に文化芸術に関するイベントに参加したことがある障がい者の割合	13.5%	25%	40%

※市内在住の障がい者手帳所持者に対するアンケート調査結果による



① スポーツ活動の推進

現状と課題

本市では、宮崎市障がい者体育センターの整備・運営をはじめ、障がい者のスポーツ活動を推進するとともに、視覚障害者マラソン宮崎大会への支援を通じて、障がい者スポーツに対する周知や機運の向上を図ってきました。

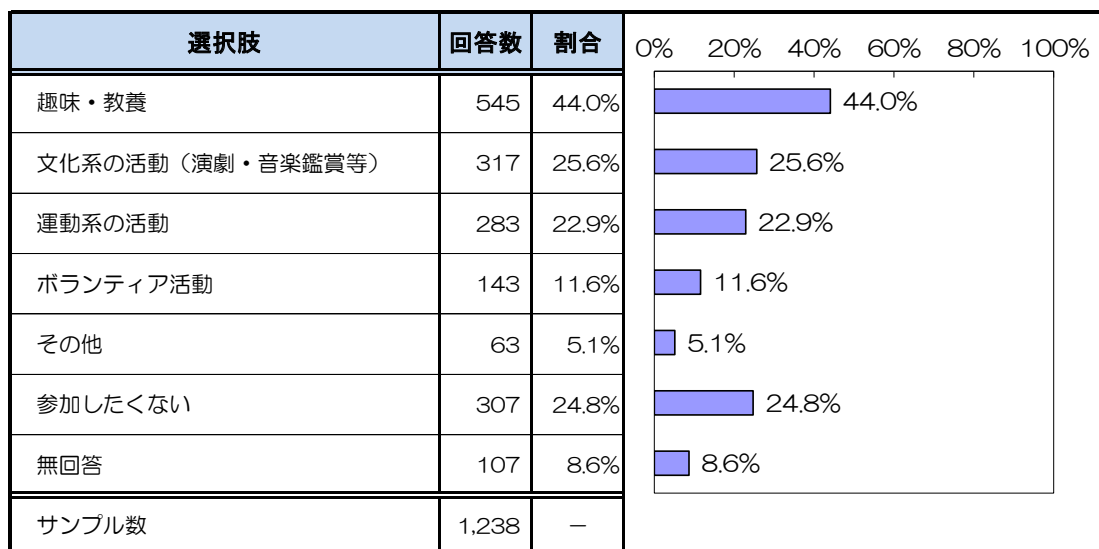
2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催にあたり、障がい者スポーツへの関心は国全体で高まったと考えられます。

また、宮崎県内においても、第 26 回全国障害者スポーツ大会（令和 9 年）の開催が内定し、障がい者スポーツに関する機運が今後高まっていくことが期待されています。

障がい者調査では、今後参加したい活動として、約 2 割の人が「運動系の活動」を挙げています。

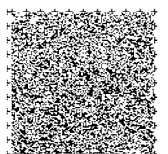
スポーツ活動の推進は、障がい者の余暇活動としてだけでなく、障がいのない人との相互交流の手法としても有効な手段と考えられることから、今後も、スポーツ活動を積極的に推進していくことが求められています。

■ アンケート調査結果【参加したい活動】（障がい者調査）



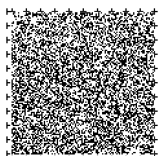
※複数選択可

「趣味・教養」への回答割合が最も高くなっていますが、「運動系の活動」に参加したいとする回答も 2 割を超えています。



今後の主な取組み

- 「宮崎県障がい者スポーツ協会」や、スポーツ団体等と連携し、障がいの有無にかかわらず共に参加できるパラスポーツを推進します。
- スポーツ施設の管理運営において、障がい者が安全で快適に利用ができるよう努めます。
- 障がい者のスポーツ活動の推進のため、「宮崎市障がい者体育センター」の運営を行います。
- 全国大会や国際大会に出場する選手や所属団体と連携を図り、パラスポーツの競技力向上に取り組みます。
- 視覚障害者マラソン宮崎大会の開催を支援し、視覚障がい者と伴走者等のボランティアや市民との交流を図ります。【再掲】



② 文化芸術活動の推進

現状と課題

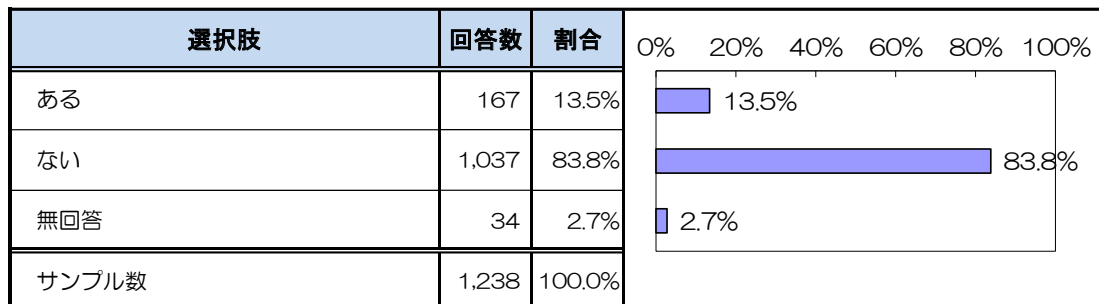
本市では、心豊かな市民生活及び活力ある地域社会の実現を目指すことを目的とする「宮崎市文化芸術基本条例」を、令和2年11月に施行し、障がいの有無にかかわらず文化芸術を鑑賞、参加、創造することができるような環境整備を推進しています。

また、令和3年度には、本市において「第20回全国障害者芸術・文化祭（芸文祭）」が開催されるなど、文化芸術に対する機運も高まっています。

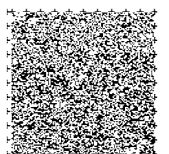
一方で、障がい者調査では、直近1年間に文化芸術に関するイベントへ参加した人の割合は13.5%にとどまっています。

今後参加したい活動として、「文化系の活動」を挙げた人は25.6%に達しており、文化芸術活動への参加を希望する人が参加することができる環境づくりが求められています。

■ アンケート調査結果【直近1年間の文化芸術に関するイベントへの参加経験の有無】（障がい者調査）

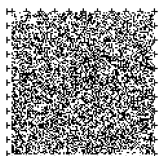


直近1年間に文化芸術に関するイベントへの参加した経験が「ある」と回答した人は13.5%にとどまっています。



今後の主な取組み

- 「宮崎市文化芸術基本条例」や、「宮崎市文化振興計画」の周知啓発に努め、文化芸術活動の自主的な活動の促進や、障がいの有無にかかわらず文化芸術を鑑賞、参加、創造することができる環境を整備します。
- 障がい者の文化芸術を広めるため、各種イベント時などに、障がい者の作品を紹介する機会や創作した作品の展示・販売等の機会を増やします。
- 障がい者の文化芸術活動を支援する市民団体の活動を支援するとともに、創作的活動や生産活動の場の機会の提供を行う事業者等を支援します。
- 文化芸術活動に関する情報を広く収集し、障がい特性に配慮しながら、障がい者が必要とする情報の積極的な発信に努めます。
- 文化芸術イベントに関して、安心して参加できるよう外出の支援や、手話通訳等の鑑賞サポートの充実、バリアフリー対応に取り組みます。



③ 余暇・レクリエーションの推進

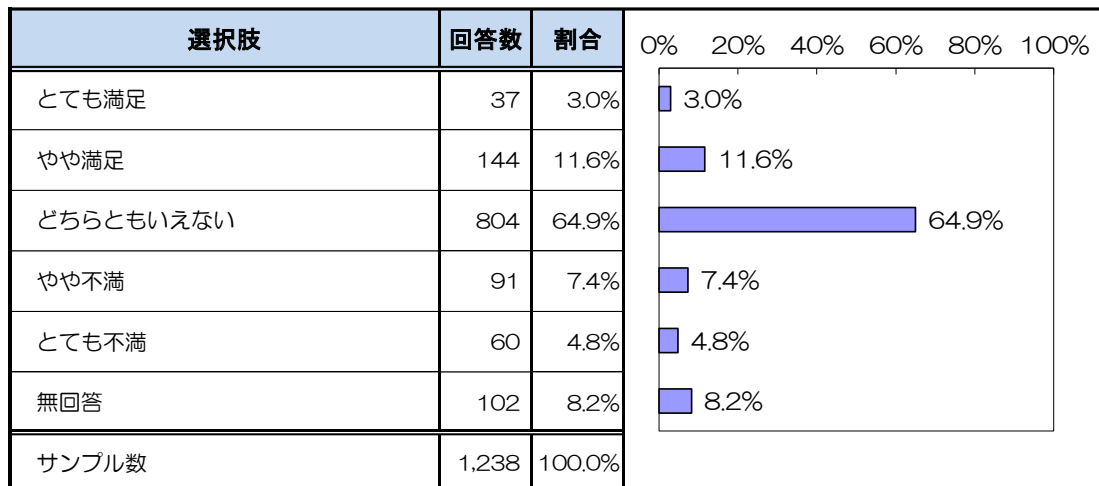
現状と課題

本市では、余暇・レクリエーション活動を行う市民団体を支援するとともに、宮崎市社会福祉協議会の協力による福祉バスの運行や、重度障がい者福祉タクシー等助成事業による外出支援を行っています。

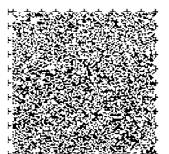
余暇活動は、障がい者の豊かで実りある生活につながるものと考えられますが、障がい者調査では、「余暇支援の充実」に対する満足度について、「とても満足」、「やや満足」との回答が少ないことに加え、「どちらともいえない」との回答も多いことから、余暇活動が障がい者にとって身近な活動となっていない現状にあると考えられます。

今後は、障がい者の満足度を高める取組みを行いながら、余暇・レクリエーションを推進していくことが求められています。

■ アンケート調査結果【「余暇活動の充実」への満足度】（障がい者調査）

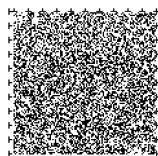


「とても満足」もしくは「やや満足」と回答した人の割合（14.6%）は、「やや不満」もしくは「とても不満」と回答した人の割合（12.2%）と拮抗していますが、「どちらともいえない」と回答した割合が6割を超えています。

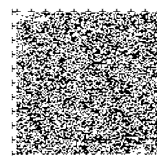


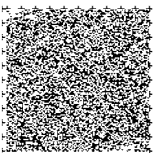
今後の主な取組み

- 障がい者の視点を踏まえたイベントの企画・立案を関係団体との連携のもとに推進します。
- 障がいの有無にかかわらず、みんなで一緒に楽しむことができるスポーツ大会等を開催します。
- 余暇やレクリエーション等の市民活動を行う団体を、財政面から支援します。
- 視覚障がい者の社会参加を促進するため、宮崎市視覚障害者福祉会等と連携し、趣味や健康等の教室を開催します。
- 社会福祉協議会と連携し、一般的な交通手段の利用が困難な重度身体障がい者に対する、移送サービスや福祉バスの運行を行います。【再掲】
- 重度の障がい者の日常生活の利便と社会活動の範囲の拡大のため、タクシー料金やガソリン料金の費用負担を軽減します。【再掲】



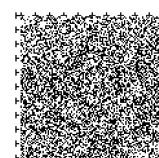
資料編





1 計画策定の経緯

実施日	内容
令和3年12月～ 令和4年2月	アンケート調査（障がい者手帳所持者調査、小・中学生・一般調査）の実施 ・調査対象者 15,605名
令和4年5月～ 令和4年6月	アンケート調査（関係団体調査、企業調査）の実施 ・調査対象者 1,200団体・企業
8月24日	宮崎市自立支援協議会幹事会における意見聴取 ・第4期計画策定の考え方（説明） ・第3期計画の評価検証 ・アンケート調査結果報告 ・第4期計画骨子案
8月29日	第1回宮崎市障がい者施策推進協議会の開催 ・第4期計画策定の考え方（説明） ・第3期計画の評価検証 ・アンケート調査結果報告 ・第4期計画骨子案
11月15日	宮崎市自立支援協議会幹事会における意見聴取 ・第4期計画素案（成果指標・主な取組み等）
11月17日	第2回宮崎市障がい者施策推進協議会の開催 ・第4期計画素案（成果指標・主な取組み等）
12月19日～ 令和5年1月23日	パブリックコメントの実施 ・第4期計画素案への意見募集
3月	宮崎市自立支援協議会幹事会（書面開催） ・第4期計画報告
3月	第3回宮崎市障がい者施策推進協議会の開催（書面開催） ・第4期計画報告



2 宮崎市自立支援協議会

(1) 設置要綱

宮崎市自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、関係機関等が相互の連絡を図り、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うため、宮崎市自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 相談支援事業の中立・公平性を確保するための運営評価等に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 障がい福祉計画の具体化に向けた協議等に関すること。
- (6) その他必要と認める事項。

(会員)

第3条 協議会は、障がい者及び障がい児の福祉の増進に熱意を有し、協議会活動に積極的に参加できる者をもって構成する。

2 協議会に参加する者は、入会を希望する第7条に規定する専門部会の長と面談等を行い、協議会の趣旨と自身の参加意図に相違がないかを確認した後、様式第1号を事務局に提出し、協議会員として事務局が登録するものとする。

3 協議会を退会する者又は専門部会を変更する者は、様式第2号を提出するものとする。ただし、所属する専門部会を辞せず、別の専門部会やプロジェクトに入会する場合は、様式第2号を事務局に提出するものとする。

4 毎年3月1日から3月31日までを更新期間とし、協議会員は様式第2号を3月31日の更新期限までに事務局に提出するものとする。なお、提出がなされなかった場合は、退会したものとみなすことができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、次条に規定する幹事会の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長の指名した者をもって充て、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(幹事会)

第5条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、各専門部会からの地域課題を集約し、情報の共有化を図るとともに、その他、自立支援協議会に係る調整全般を行う。

3 幹事会は、専門部会長及び宮崎市障がい福祉課により構成し、互選により幹事長を選出する。

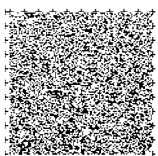
4 幹事会は、幹事長が召集し、会長及び副会長の出席を求めるものとする。

5 幹事会は、その会議の運営上必要があると認めるときは、幹事会の構成員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(事務局連絡会)

第6条 協議会に事務局連絡会を置く。

2 事務局連絡会は、第2条に規定する事務、その他協議会全体の運営に必要な事務を所掌する。



3 事務局連絡会は、宮崎市障がい福祉課、宮崎市障がい者基幹相談支援・虐待防止センター、その他必要と認められる者で構成する。

(専門部会及びプロジェクト)

第7条 会長が必要と認めるときは、幹事会の承認を得て、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織、任務及び運営方法は、幹事会の承認を得て、会長が定める。

3 専門部会に部会長及び副部会長を置き、当該専門部会に所属する部会員の自薦もしくは他薦により決定する。

4 専門部会は、幹事会の承認を得て、2以上の専門部会で組織されるプロジェクトを置くことができる。

(全体会)

第8条 全体会は、すべての協議会員で構成する。

2 全体会は、会長が召集し、年1回以上開催する。

3 全体会は、幹事会、専門部会及びプロジェクトに付した事項について報告する。

4 会長が特に必要があると認めるときは、協議会員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、宮崎市障がい福祉課において処理する。

2 協議会の運営に要する経費は、宮崎市が負担する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、宮崎市が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月21日から施行する。

附 則

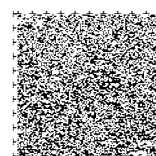
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。



(2) 幹事等名簿（令和5年3月1日現在）

① 協議会役員

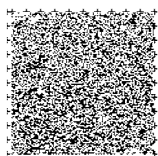
役職	氏名	所属団体等
協議会 会長	串間 保昭	そうだんサポートセンターおおぞら
協議会 副会長	山之内 俊夫	障害者自立応援センター YAH! DO みやざき
協議会 副会長	山口 麻衣子	地域生活支援センターすみよし
協議会 幹事長	成合 栄子	宮崎市障がい者総合サポートセンター

※敬称略

② 協議会幹事（専門部会）等

専門部会	氏名	所属団体等	部会員数
就労支援部会	興梠 理	宮崎県農福連携センター	32
医療的ケア支援部会	山之内 俊夫	障害者自立応援センター YAH! DO みやざき	43
子ども支援部会	串間 保昭	そうだんサポートセンターおおぞら	52
暮らし支援部会	坂本 智子	宮崎市ボランティア協会	44
地域移行支援部会	山口 麻衣子	地域生活支援センターすみよし	34
相談支援部会	成合 栄子	宮崎市障がい者総合サポートセンター	64
障がい理解啓発部会	永山 昌彦	障害者自立応援センター YAH! DO みやざき	21
事務局（宮崎市）	藤森 友幸	福祉部 部長	
	和田 敏法	障がい福祉課 課長	
	日高 智子	障がい福祉課 課長補佐	
	弓場 行恭	障がい福祉課 医療福祉係長	
	野口 耕司	障がい福祉課 認定サービス係長	
	築地原 昌和	障がい福祉課 審査給付係長	
	岩佐 晃	障がい福祉課 生活支援係長	
	高岡 直史	障がい福祉課 生活支援係主任主事	

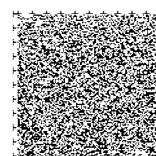
※部会員計 290 名（実会員数 182 名）。敬称略



③ 部会担当（基幹相談支援センター）

専門部会	氏名	所属団体等
就労支援部会	後藤 茂文	江南よしみ地域生活支援センター
医療的ケア支援部会	串間 保昭	そうだんサポートセンターおおぞら
子ども支援部会	阪元 睦子	そうだんサポートセンターおおぞら
地域移行支援部会	武田 倫子	地域生活支援センターすみよし
	山田 良樹	宮崎市障がい者総合サポートセンター
暮らし支援部会	中川 美峰	宮崎市障がい者総合サポートセンター
相談支援部会	吉ノ園 里美	宮崎市障がい者総合サポートセンター
障がい理解啓発部会	楠原 充博	宮崎市障がい者総合サポートセンター

※敬称略



3 宮崎市障がい者施策推進協議会

(1) 条例

宮崎市障害者施策推進協議会条例

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第4項の規定に基づき、宮崎市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 障害者

(3) 障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者

(4) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長の設置及び権限)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成7年11月1日から施行する。

附 則(平成9年3月27日条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日条例第4号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。(後略)

附 則(平成16年10月1日条例第26号)

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は障害者基本法の一部を改正する法律(平成16年法律第80号)附則第1条ただし書の政令で定める日から施行する。

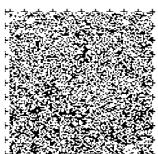
附 則(平成18年3月30日条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月16日条例第43号)

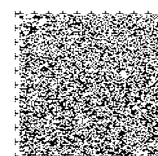
この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は公布の日から起算して8月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。



(2) 委員名簿（令和5年3月1日現在）

氏名	所属団体等
辻 利則	宮崎公立大学 教授
水野 敦之	宮崎県中央発達障害者支援センター センター長
那須 由佳子	宮崎県立赤江まつばら支援学校 教諭
松元 和代	宮崎市聴覚障害者協会 事務局長
山之内 俊夫	特定非営利活動法人障害者自立応援センター ヤッドみやぎき 副理事長
杉元 あけみ	特定非営利活動法人宮崎市視覚障害者福祉会 会員
竹森 義則	宮崎県難病団体連絡協議会 会長
愛甲 晃子	医療的ケアを必要とする子の親の会「四つ葉の会」 会長
石坂 裕一	社会福祉法人巴会 常務理事
岡田 ひとみ	社会福祉法人げんき 理事長
串間 保昭	宮崎市自立支援協議会会長
小泉 英一	社会福祉法人宮崎市社会福祉協議会 常務理事
近藤 勢子	宮崎市はまゆう家族の会 会長
菅野 洋子	宮崎市民生委員児童委員協議会 副会長
田中 聡子	宮崎市肢体不自由児・者父母の会 会長
土屋 良子	特定非営利活動法人宮崎市手をつなぐ育成会 理事長
飛田 洋	みやぎき高次脳機能障がい家族会あかり 会長
富村 博光	一般社団法人わくわくネットワーク 理事長
前田 良一	社会福祉法人善仁会 施設長
藤井 浩介	宮崎県障がい福祉課 課長

※敬称略



4 用語解説

<あ行>

移送サービス

単独の外出及び公共交通機関の利用が困難な障がい者に対し、NPO法人等がヘルパーの運転する自家用車により移送を行うサービス。

医療的ケア児

日常生活及び社会生活を営むために、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童。

遠隔手話サービス

タブレットやスマートフォンを通じて、遠隔手話を行うことができるサービス。

オストメイト

ストーマ（人工肛門・人工膀胱）を造設した人。

おもいやり駐車場

商業施設、病院、銀行、官公庁などの公共的施設に設置された、車いす等使用のため車の乗り降りの際にドアを広く開ける必要がある人や、歩行困難などによりできるだけ建物に近い位置に駐車する必要がある人を利用対象とする駐車スペース。県内共通の利用証の交付により、真に利用を必要とする人の駐車スペースの確保が図られている。

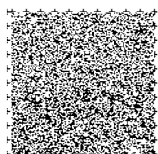
<か行>

介護保険制度

介護を必要とする高齢者について、できる限り住み慣れた地域や家庭において生活ができるよう社会全体で支えるため、40歳以上の国民全てが介護保険料を支払い、その保険料を主な財源として要支援者・要介護者に介護サービスを提供する制度。

共生社会

全ての人が、年齢や性別、国籍、障がいの有無等によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら生活することのできる社会。



強度行動障がい

自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態。

グループホーム

共同生活を行う住居で、主として夜間に、相談、入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を提供するもの。

高次脳機能障がい

インフルエンザ脳症、脳腫瘍、脳血管障がいといった病気や交通事故などにより脳に損傷を受け、記憶障がい、注意障がい、失語や感情のコントロール不良といった感情障がい引き起こされる状態。

合理的配慮

障がい者から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応することが求められるもの。

個別避難計画

高齢者や障がい者など、災害時に一人では避難することが困難な人（避難行動要支援者）について、誰が支援するか、どこに避難するか、避難する時にどのような配慮が必要かなどをあらかじめ記載したもの。

コミュニケーションボード

コミュニケーションの内容をイラスト化し、具体的に示すことによって、より円滑な意思疎通を図るための意思伝達ツール。

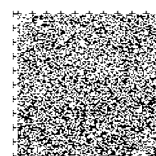
<さ行>

事業継続計画（BCP）

災害などの緊急事態において、重要な業務を継続し早期復旧を図るための計画。

児童発達支援

療育等が必要な就学していない障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うもの。



市民後見人

養成研修を受講するなどして成年後見人等として必要な知識を得た一般市民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任した人。

社会福祉協議会

地域の住民組織と社会福祉事業関係者で構成され、住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整及び事業の企画・実施を行う民間団体。

重度心身障がい

重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態。

就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うとともに、就労移行に向けた支援等を行うもの。

就労継続支援

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うもの。A型とB型があり、A型では、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び給与の支払いが行われるが、B型では、雇用契約の締結等を伴わない就労の機会の提供及び工賃の支払いが行われる。

就労定着支援

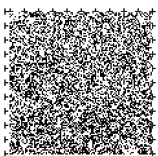
就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面に課題が生じている人に対して、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行うもの。

障害者虐待防止法

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の通称。障がい者に関する虐待の禁止、障がい者虐待の予防、早期発見、虐待を受けた障がい者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援等を定めることによって、障がい者の権利利益の擁護に資することを目的としている。

障がい者雇用支援月間

事業主のみならず、広く国民に対して障がい者雇用の機運を醸成するとともに、障がい者の職業的自立を支援することを目的に毎年9月が「障がい者雇用支援月間」として定められている。



障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の通称。障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、行政機関及び民間事業者における障がい者を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としている。

障がい者週間

12月3日から9日までの一週間を指し、この期間を中心に、国・都道府県・市町村・関係団体等において、障がいに関する様々な啓発に係る取組みを展開するもの。

障害者就業・生活支援センター

障がい者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の下、障がい者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行い、障がい者の雇用の促進及び安定を図ることを目的に設置されている機関。

障がい福祉計画

障がい者等がその有する能力及び適性に応じて自立した日常生活・社会生活を送れるよう、数値目標及び目標達成のための方策、障がい福祉サービス等の必要量の見込み及びそれを確保するための供給体制等について定める計画。

情報アクセシビリティ

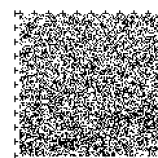
障がい者等が円滑に情報を取得・利用したり、他人との意思疎通を図ることができるようにし、情報通信機器、ソフトウェア、及びこれらによって実現されるサービスを支障なく操作又は利用できる機能を備えること。

自立支援協議会

障がい者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障がい者等及びその家族並びに障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会。

スクールサポーター

通常の学級に在籍し、発達障がいなどのある児童生徒に対し、学習指導及び生活指導の補助を行う職員。



成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人を保護するため、本人の権利を守る者（成年後見人等）を選任する制度。

セーフティネット住宅

高齢者や障がい者、子育て世帯、低所得者など、「住まい探しが困難な人の入居を受け入れる住宅」として登録された住宅のこと。

相談支援事業所

障がい者等の福祉に関する問題について、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障がい福祉サービスの利用支援等の必要な支援を行う事業所。

<た行>

短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、障がい者を短期間施設に宿泊を伴う入所をさせ、入浴、排せつ、食事の介護などを行うもの。

地域移行

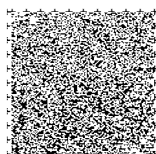
障がい者が入所施設や精神科病院等から地域での生活に移行すること。

地域生活支援拠点等

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を整備した場所・体制。

地域生活支援事業

障がい者が基本的人権を享受する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村や都道府県が実施主体となり、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により計画的に実施する事業。



地域相談支援

障がい者の地域生活への移行と継続を支える障がい福祉サービス。障がい者支援施設等や精神科病院に入所・入院している障がい者が地域での生活に移行するための支援を行う「地域移行支援」、居宅において単身等で生活する障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談・訪問などの支援を行う「地域定着支援」で構成されている。

地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステム。

地域まちづくり推進委員会

地域コミュニティ活動交付金の交付を受け、地域協議会のもとにまちづくりを実践する地域住民の組織であり、生活安全や福祉、環境、文化などの各部会や実行委員会に分かれて事業を実施している。

地区社会福祉協議会

地域の実情に応じた地域福祉活動を推進するための活動を展開する任意団体。地域に身近な福祉拠点として、地域福祉ニーズの把握・住民への福祉啓発・地域ボランティア育成などを行っている。

デジタルトランスフォーメーション（DX）

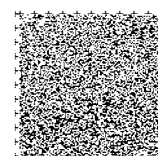
デジタル技術の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

電話リレーサービス

聴覚や発話に困難のある人と、それ以外の人との会話を、通訳オペレータが手話・文字と音声を通訳することにより、電話で双方向につなぐサービス。

特別支援学級

小中学校等において、障がいのある児童生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服することを目的に設置される学級。



特別支援学校

障がいのある幼児児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。

<な行>

内部障がい

体の内部（心臓、腎臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、H I Vによる免疫の各機能）に障がいのある状態。

難病

原因が不明で、治療方法が確立されていない希少な疾病であり、慢性の経過をたどるものをいい、その種類は多岐にわたる。

日常生活用具

重度障がい者等が在宅で日常生活を送るために必要なコミュニケーション支援機器や歩行支援等の用具。

農福連携

障がい者の農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参画を促す取組みのこと。農福連携に取り組むことで、障がい者の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性がある。

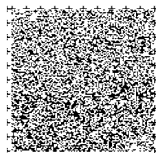
<は行>

発達障がい

生まれつきみられる脳の働き方の違いにより言語や運動能力、社会生活に適応する上で必要な能力の獲得に困難がある状態。

発達障がい啓発週間

4月2日から8日までの一週間を指し、この期間を中心に、国・都道府県・市町村・関係団体等において、自閉症をはじめとする発達障がいに関する様々な啓発に係る取組みを展開するもの。



発達障害者支援センター

発達障がい者及びその家族等に対して、相談、療育、就労支援などを行うとともに、関係機関や関係施設の啓発、研修及び情報提供などの活動を行う総合拠点。

ピアサポーター

自ら障がいや疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障がいや疾病のある人への支援を行う人。

避難行動要支援者

災害発生時等において、自ら避難することが困難である人。

福祉避難所

主に高齢者、障がい者、乳幼児等の特別な配慮を必要とし、一般の避難所では生活することが難しい人を受け入れるための環境が整備された避難所。

ヘルプカード

義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人など、外見からは分からなくても援助や配慮が必要な人が、周囲の人に配慮を必要とすることを知らせるため、必要とする支援内容や緊急連絡先などを記載したカード。

ヘルプマーク

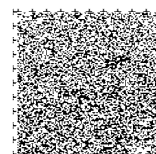
義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人など、外見からは分からなくても援助や配慮が必要な人が、周囲の人に配慮を必要とすることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたマーク。

放課後等デイサービス

就学している障がい児に対し、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行うもの。

補装具

身体上の障がいを補って、日常生活や社会生活をしやすくするための器具のこと。義手、義足、つえ、歩行器、義眼、補聴器、車椅子などがある。



<ま行>

宮崎市介護給付費等支給決定基準

宮崎市における介護給付費等の支給決定を、公平かつ適正に行うために定めたもの。

宮崎市障がい者基幹相談支援・虐待防止センター

地域の相談支援の拠点として、障がい者や家族が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、様々な悩みごとへの相談支援や制度の案内を総合的に行う機関。

宮崎市障がい者施策推進協議会

宮崎市における障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、その施策の実施状況を監視する協議会。

宮崎市総合発達支援センター

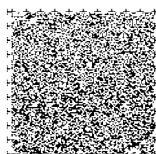
障がいのある子どもとその家族が、地域で安心した生活が送れるように支援を行う総合的な療育の拠点施設。

宮崎市福祉のまちづくり条例

すべての市民が、個人として尊重され、地域社会において相互に支え合い、生きがいのある生活を送り、自らの意思で様々な社会活動に参加することができるよう行われる福祉のまちづくりについて、基本理念並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりに関する基本的事項を定めることにより、福祉のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もってすべての市民が幸せを実感できる福祉社会の実現に資することを目的に定めた条例。

民生委員・児童委員

民生委員とは、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人。すべての民生委員は児童委員を兼ねており、児童及び妊産婦の保護、保健その他の福祉に関し、相談支援を行う。



<や行>

ヤングケアラー

本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることで、負担を抱える、もしくは、子どもの権利が侵害されている可能性がある18歳未満の子ども。

ユニバーサルデザイン

施設や製品等について、誰にとっても利用しやすいデザインにするという考え方。

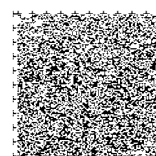
要約筆記

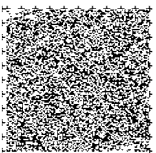
難聴や聴覚障がいのある人に紙面やOHP、パソコンなどを使い、相手の話や会議等の内容の要旨をその場で文字化して情報を伝える支援方法。

<ら行>

療育

障がい児の発達を促し、自立して生活できるように援助すること。





第4期 宮崎市障がい者計画

発行年月 令和5年3月
発 行 宮崎市 福祉部 障がい福祉課
〒880-8505 宮崎市橘通西 1-1-1
Tel0985-21-1772

